

令和4年第4回坂町議会定例会

会 議 録 （第1号）

1. 招 集 年 月 日 令和4年3月2日（水）

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 （ 開 議 ） 令和4年3月2日（水）

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|                |                    |
|----------------|--------------------|
| 1 番 向 田 清 一 君  | 2 番 安 竹 正 君        |
| 3 番 光 岡 美 里 君  | 4 番 主 枝 幸 子 君      |
| 5 番 奥 村 富士雄 君  | 6 番 柚 木 喬 君        |
| 7 番 出 下 孝 君    | 8 番 瀧 野 純 敏 君      |
| 9 番 大 田 直 樹 君  | 10 番 中 雅 洋 君       |
| 11 番 中 川 ゆかり 君 | 12 番 川 本 英 輔 君（議長） |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|           |             |
|-----------|-------------|
| 町 長       | 吉 田 隆 行 君   |
| 副 町 長     | 岡 村 恒 君     |
| 教 育 長     | 太 田 耕 樹 君   |
| 技 監       | 鈴 木 晃 君     |
| 情 報 政 策 監 | 鳴 川 雅 彦 君   |
| 総 務 部 長   | 中 村 政 愛 君   |
| 民 生 部 長   | 藤 本 大 一 郎 君 |
| 教 育 次 長   | 車 地 孝 幸 君   |
| 総 務 課 長   | 西 谷 伸 治 君   |
| 企画財政課長    | 山 本 保 君     |
| 税務住民課長    | 松 谷 展 裕 君   |

|            |           |
|------------|-----------|
| 民 生 課 長    | 宮 本 隆 一 君 |
| 保険健康課長     | 増 木 梨 江 君 |
| 環境防災課長     | 窪 野 稔 君   |
| 産業建設課長     | 本 家 正 博 君 |
| 都市計画課長     | 川 上 宏 規 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 槇 尾 伸 君   |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |           |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 西 谷 信 樹 君 |
| 主 事    | 貞 永 隆 佑 君 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 8. 議 事 日 程

「諸般の報告」

「議 会」

- (1) 総務厚生委員会報告
- (2) 産業文教委員会報告
- (3) 災害復旧・復興対策調査特別委員会報告
- (4) 地方創生推進特別委員会報告
- (5) 府中・坂地区水道整備協議会報告
- (6) 監査委員報告

「行 政」

- (1) 町長報告
- (2) 副町長報告

#### 議 事

日程第 1

「会議録署名議員の指名」

日程第 2

「会期の決定」

|        |          |                                               |
|--------|----------|-----------------------------------------------|
| 日程第 3  | 報告第 1 号  | 「専決処分をした事件の報告について（藤之脇 1 号線道路改良工事請負契約の変更について）」 |
| 日程第 4  | 議案第 8 号  | 「財産取得の専決処分の承認を求めることについて」                      |
| 日程第 5  | 議案第 9 号  | 「令和 3 年度坂町一般会計補正予算（第 1 0 号）」                  |
| 日程第 6  | 議案第 10 号 | 「令和 3 年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」            |
| 日程第 7  | 議案第 11 号 | 「令和 3 年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）」               |
| 日程第 8  | 議案第 12 号 | 「令和 3 年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」              |
| 日程第 9  | 議案第 13 号 | 「令和 3 年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」             |
| 日程第 10 | 議案第 14 号 | 「ベイサイドビーチ坂物販施設等整備工事請負契約の締結について」               |
| 日程第 11 | 議案第 15 号 | 「町道総頭川 1 号線道路災害復旧工事請負契約の変更について」               |
| 日程第 12 | 議案第 16 号 | 「町道総頭川 1 号線道路災害復旧（その 2）工事請負契約の変更について」         |
| 日程第 13 | 議案第 17 号 | 「横浜中央二丁目津波災害時一時避難場所整備（その 3）工事請負契約の変更について」     |
| 日程第 14 |          | 「令和 4 年度町長施政方針」                               |
| 日程第 15 |          | 「令和 4 年度教育行政方針」                               |
| 日程第 16 |          | 「一般質問」                                        |
| 日程第 17 | 議案第 18 号 | 「坂町津波災害一時避難場所設置及び管理に関する条例の制定について」             |
| 日程第 18 | 議案第 19 号 | 「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」          |
| 日程第 19 | 議案第 20 号 | 「職員の給与に関する条例の一部改正について」                        |
| 日程第 20 | 議案第 21 号 | 「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁                        |

|       |        |                                   |
|-------|--------|-----------------------------------|
|       |        | 償に関する条例の一部改正について」                 |
| 日程第21 | 発議第1号  | 「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」   |
| 日程第22 | 議案第22号 | 「職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」         |
| 日程第23 | 議案第23号 | 「坂町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について」 |
| 日程第24 | 議案第24号 | 「令和4年度坂町一般会計予算」                   |
| 日程第25 | 議案第25号 | 「令和4年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」           |
| 日程第26 | 議案第26号 | 「令和4年度坂町下水道事業特別会計予算」              |
| 日程第27 | 議案第27号 | 「令和4年度坂町介護保険事業特別会計予算」             |
| 日程第28 | 議案第28号 | 「令和4年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」            |
| 日程第29 | 議案第29号 | 「坂町監査委員の選任の同意について」                |
| 日程第30 | 議案第30号 | 「坂町教育委員会委員の任命の同意について」             |
| 日程第31 | 諮問第1号  | 「人権擁護委員候補者の推薦について」                |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時01分)

○議会事務局長(西谷信樹君) 互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(西谷信樹君) 御着席ください。

○議長(川本英輔議員) 皆さん改めましておはようございます。年度末を迎え公私共に忙しい中、令和4年第4回坂町議会定例会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。コロナ感染状況も未だに厳しい状況ではありますが、広島県コロナまん延防止等重点措置も期間が延長されまして、その中坂町においては感染防止対策としてのコロナワクチン接種率も順調に進んでおり、更なる対応策の管理にそれぞれしっかり努めていただきたいと思います。

本定例会においては、議案23件、また令和4年度予算審査も行われますが、議員各位におかれましては、議事進行に御協力を賜り、予定通りの議事進行に御協力をいただき、ひとつよろしく願いをいたしまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は１２名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより令和４年第４回坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りします。

議事事件説明のため、説明員の出席を求めたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前１０時０３分）

（再開 午前１０時０４分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 皆さん、おはようございます。令和４年第４回坂町議会定例会が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

このたびの定例会では、３０件の案件につきまして御審議をお願いをいたすものでございます。案件の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと存じます。何とぞよろしく御審議をくださいまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 議事に先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、議会から報告を行います。

報告 1 総務厚生委員会報告。

柚木総務厚生副委員長。

○6 番（柚木 喬議員） 総務厚生委員会報告を行います。

令和 4 年 2 月 18 日、総務厚生委員会を実施いたしました。

マイナンバーカードの交付について、町側から担当者の出席を求め、マイナンバーカードの普及率や活用方法、今後の普及方法の促進について説明を受けました。

坂町の令和 4 年 1 月末時点のカード普及率は、人口比 46% の 6,061 枚でございます。県内 3 位の位置にあるとのことでありました。

マイナンバーカードの活用として、令和 4 年 4 月からは町での行政手続においてカードを提示すると申請書等の押印を省略できるようにするほか、令和 3 年 10 月から健康保険証として使えるようになっているが、現在、町内の医療機関や薬局にはカードを読み取る機械がないため、町内の病院では利用できないのが現状でございます。

今後のマイナンバーカードの普及方法として、毎週木曜日の窓口延長のほか、各住民福祉協議会との協力をもとに、地域の会合やイベントでマイナンバーカードの申請を受け付けるブースを設置して推進していくとのことでありました。

今後、普及率を上げていくためには、マイナポイント制度の拡充と医療機関などの機器導入が必要と感じました。

以上で、総務厚生委員会報告を終わります

○議長（川本英輔議員） 報告 2 産業文教委員会報告。

光岡産業文教委員長。

○3 番（光岡美里議員） 産業文教委員会報告をいたします。

令和 4 年 2 月 18 日に、第 2 委員会室において、産業文教委員会を開催いたしました。

生涯学習課から文化財案内看板の設置と運用について、課長及び担当者の出席を求め、説明を受けました。

設置済みの 15 か所について、写真と案内文の資料により説明を受け、設置済みの案内看板が記された坂町史跡まっぷについて解説を受けました。

案内文も大変分かりやすく書かれてあり、文化財案内看板が設置されているところを回れるウォーキングコースを作ってはどうかなど、活発な意見交換が行われました。

以上、産業文教委員会報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告 3 災害復旧・復興対策調査特別委員会報告及び報告 4 地方創生推進特別委員会報告並びに報告 5 府中・坂地区水道整備協議会報告を行います。

中川副委員長。

○11番（中川ゆかり議員） 災害復旧・復興対策調査特別委員会報告をいたします。

令和4年1月21日に災害復旧・復興対策調査特別委員会を実施いたしました。

町道総頭川1号線道路災害復旧工事の進捗状況と今後の見通しについて、町側から説明員の出席を求め、説明を受けました。

令和4年3月末の完了を目標に工事を実施してきましたが、下請業者や工事作業員の不足及び地形的な要因、広島県が実施する工事との関係により、町が施工する部分の町道総頭川1号線の荒神橋から向井田橋の区間と寺参橋の上部工が令和4年8月末まで完了予定がずれ込むとの説明を受けました。

次に、地方創生推進特別委員会報告を行います。

令和4年1月21日、「空き家利活用事業」における「空き家の可能性見える化プロジェクト」の実施状況について、町側の説明員の出席を求め、説明を受けました。

本事業は協定先の民間業者が物件の調査を行い、レポートを報告することで、所有者の方がどのような意識になり、どう行動変容が起こるかを調査するもので、空き家所有者221件のうち、57件の申込みがあり、調査を実施している状況です。

今後は所有者に対しレポートの提出、アンケートの回答を依頼していくとのことで、早急な空き家の解消につながっていくことを願っております。

続いて、府中・坂地区水道整備協議会について報告いたします。

令和3年度府中・坂地区水道整備協議会が、令和4年1月24日、ウェブにて開催されました。

坂町から吉田町長、本家産業建設課長と私、中川が出席いたしました。

初めに、令和4年度広島市水道事業会計予算（案）の概要が説明され、坂町の負担金予定額の内訳として、消火栓負担金205万7千円、温井ダム建設負担金75万5千円、安全対策事業15万7千円、水源開発繰入金14万5千円、下水道使用料徴収業務受託収入1,030万6千円、平成30年7月豪雨災害に係る水道料金等減免繰入金2万6千円で、合計1,344万6千円です。

次に、令和４年度坂地区水道施設整備計画について協議があり、新設工事事業２件に５７２万８千円、施設更新及び改良事業７件に４,７４９万４千円で、合計金額５,３２２万２千円の説明を受けました。

なお、詳細につきましては事務局に資料を提出してありますので、参考に供してください。

以上で、災害復旧・復興対策調査特別委員会及び地方創生推進特別委員会並びに府中・坂地区水道整備協議会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告６ 監査委員報告。

奥村監査委員。

○５番（奥村富士雄議員） 監査委員報告をさせていただきます。

監査は、坂町代表監査委員である野村哲朗氏及び私、奥村富士雄の２人で実施いたしました。

地方自治法第２３５条の２第１項の規定により、例月出納検査を令和３年１１月分を１２月２０日、令和３年１２月分を１月２０日、令和４年１月分を２月２１日にそれぞれ実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、現金の出納は適正であると認めます。

次に、令和３年４月１日から令和３年１１月３０日までの建設部及び教育委員会の一般会計及び特別会計予算の執行状況等を確認するため、令和４年１月２５日から令和４年２月１７日までの９日間、定例監査を実施いたしました。

監査につきましては、財務に関する事務及び事業の執行が法令に適合し、正確であるか、経済性、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているかを主眼に、監査基準に準拠して実施いたしました。

今後は定例監査の結果を作成し、３月２２日に各部課長に対し講評を行い、３月２４日に町長に意見書を提出する予定としております。

以上で、坂町監査委員の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、行政から報告を行います。

報告１ 町長報告。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それでは、諸般の報告をいたします。

広島県町村会町長会議について御報告をいたします。

去る２月８日、町長会議が開催され、私が出席をいたしました。

会議では、第１号議案として、令和４年度広島県町村会事業計画について、第２号議案として、令和４年度広島県町村会収支予算について審議され、これらの案件について、いずれも全会一致で承認をされました。

また、例年２月には勤続２５年以上の町職員に対して広島県町村会自治功労者表彰式が行われておりますが、今年度も新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となりました。

坂町からは、産業建設課課長補佐、西口昌寿君、総務課主任、金子香織さん、税務住民課主任、河本文香さんの３名が受賞されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告２ 副町長報告。

岡村副町長。

○副町長（岡村 恒君） それでは、安芸地区衛生施設管理組合議会定例会について御報告いたします。

令和３年第３回管理組合議会定例会が令和３年１２月１５日に開催され、坂町からは吉田町長と川本議長並びに榎尾会計管理者と私が出席いたしました。

当日は３件の案件が提出され、まず、議案第５号、令和２年度各会計歳入歳出決算認定につきましては、いずれも全会一致で認定されました。

一般会計の決算額は、歳入総額５億３,１８５万４,９７２円、歳出総額４億９,８３６万２,６７８円、歳入歳出差引額は３,３４９万２,２９４円となっております。

また、広域ごみ焼却場事業特別会計の決算額は、歳入総額１０億１,２８５万６,０９６円、歳出総額９億６,０２６万２,６１１円、差引額は５,２５９万３,４８４円となっております。

これら各会計の令和２年度決算の確定による繰越額の計上等により、各会計の令和３年度補正予算案が上程され、議案第６号、令和３年度一般会計補正予算（第１号）は、歳入歳出それぞれ４２４万８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億８,２６３万６千円とするものでございます。

また、議案第７号、令和３年度広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算（第１号）は、歳入歳出それぞれ４２万１千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１３億５,

760万8千円とするものでございます。

この2件の補正予算案につきましては、いずれも原案のとおり全会一致で可決され、同日、閉会されました。

続きまして、令和4年度第1回管理組合議会定例会が令和4年2月21日に開催され、坂町からは吉田町長と川本議長並びに榎尾会計管理者と私が出席いたしました。

当日は3件の案件が提出されました。

議案第1号、組合経費の関係市町の負担金の負担方法につきましては、管理組合規約第12条第3項の規定に基づき、毎年度、関係市町の負担金の負担方法を定めるものでございます。

議案第2号、令和4年度一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ5億4,050万7千円とするもの、議案第3号、令和4年度広域ごみ焼却場事業特別会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ11億3,374万円とするもので、これらの案件につきましては、いずれも原案のとおり可決され、同日、閉会されました。

以上で、安芸地区衛生施設管理組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、坂町議会会議規則第125条の規定により、議長において、11番中川ゆかり議員、1番向田清一議員、2番安竹 正議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月10日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

会期は本日から3月10日までの9日間に決定をいたしました。

日程第3 報告第1号「専決処分をした事件の報告について（藤之脇1号線道路改良工事請負契約の変更について）」を議題にします。

本案について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第1号「専決処分をした事件の報告について」御説明を申し上げます。

このたび、藤之脇1号線道路改良工事請負契約の契約金額の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、議会の皆様に報告をいたすものでございます。

報告の内容につきましては、軽量鋼矢板等を追加したことにより、契約金額5,280万円を5,389万8,900円に変更をいたすものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第4 議案第8号「財産取得の専決処分の承認を求めることについて」を議題にいたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第8号「財産取得の専決処分の承認を求めることについて」御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、感染対策支援事業として1世帯当たりマスク200枚及び手指消毒液1本の配布並びに年少から高校生相当の子供へ1人当たりマスク200枚を配布するために、直ちに当該事業の執行手続を行う必要があり、議会を開く時間的余裕がなかったため、専決処分をいたしましたので、議会の皆様に報告し、承認を求めるものでございます。

契約の相手方は富士漢製薬株式会社で、契約額は1,386万円でございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 以前からマスクの配布をやっていただいているんですが、この消毒液も富士漢製薬さんから一応取るということでよろしいんですか、そういう考え方で。

○議長（川本英輔議員） 藤本民生部長。

○民生部長（藤本大一郎君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第8号は原案のとおり承認されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第5 議案第9号「令和3年度坂町一般会計補正予算（第10号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第9号「令和3年度坂町一般会計補正予算（第10号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ各事業の決算見込みに基づいた補正計上を行った

ことにより、既定の予算総額に5,579万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億7,492万円といたすものでございます。

8ページの繰越明許費補正は、計上いたしております事業につきまして、本年度内の執行が困難なことから、翌年度に繰り越す事業の追加及び変更を行うもので、9ページの地方債補正につきましては、事業の執行見込みに基づき変更を行うものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入で、15ページの町税では、それぞれの収入見込みを計上いたしました。

18ページの地方交付税では、普通交付税の変更決定による追加交付額を計上いたしました。

20ページからの国庫支出金及び県支出金につきましては、それぞれの事業の執行見込みにより計上いたしました。

26ページの寄附金では、それぞれの収入見込みを計上いたし、繰入金では、大規模事業基金繰入金を減額いたしました。

27ページからの諸収入、雑入では、それぞれ収入見込みにより計上いたしました。

28ページの諸収入、過年度収入では、平成30年度に実施した道路橋梁災害復旧事業に対する国庫支出金を計上いたしました。

29ページの町債では、各事業の執行見込みによりそれぞれ計上いたしました。

次に、歳出で、31ページの総務費、財政管理費では、各事業に係る基金積立金をそれぞれ計上いたしました。

38ページからの民生費、老人福祉費では、介護保険事業及び後期高齢者医療に対する経費を執行見込みにより計上いたしました。

42ページからの民生費、保育所費では、私立保育園の運営に係る経費を計上いたしました。

44ページからの衛生費、予防費では、新型コロナウイルスワクチンの接種に要する経費を計上いたしました。

48ページの商工費、商工振興費では、ベイサイドビーチ坂物販施設等整備工事を計上いたしました。

49ページの土木費、道路新設改良費では、各事業の執行見込みによりそれぞれ計上いたしました。

５７ページからの教育費、小学校費及び中学校費では、各事業の執行見込みによりそれぞれ計上いたしました。

６４ページの災害復旧費、道路橋梁災害復旧費では、平成３０年発生災害道路橋梁復旧工事を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

出下議員。

○７番（出下 孝議員） 歳出についてちょっとお聞きするんですが、５１ページに都市計画総務費の中に、補助金としてがけ地の近接等危険住宅移転事業というのがマイナスの８２９万３千円ほどあったんですが、これは移転先はどこへ何件ぐらいうった後の余剰金になっとるんか、ちょっと説明をお願いしたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 川上都市計画課長。

○都市計画課長（川上宏規君） お答えいたします。

このがけ地近接等危険住宅移転事業につきましては、今年度につきましては申請がございませんでしたので、全額を減額いたしましたものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○４番（主枝幸子議員） ３１ページの下の方なんですが、需用費の光熱水費ですが、令和３年度は増額補正も行っており、来年度予算も１５８万円増額となっています。庁舎は令和２年度にＬＥＤ化しており、素人が考えるのに、電気代は下がるんじゃないかと思うんですが、要因をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 西谷総務課長。

○総務課長（西谷伸治君） お答えいたします。

令和３年度の予算につきましては、ＬＥＤ化によりまして、電気代が約３割減額になるというふうな見込みを立てまして予算計上を行いましたが、令和３年度中の実績見込みからしますと、そこまで減額にはなりませんでした。

加えて、また今年度、令和３年度につきましては、新型コロナウイルスのワクチン接種の関係もありまして、町民センターや庁舎で事務を行う時間が長くなりましたこ

とから、光熱水費のほうは増額となっております。

しかしながら、LEDによる電力のほうの調査を行った結果、電力自体は減になっておりますので、そのことは申し伝えさせていただきます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 初めのほうの8ページ、繰越明許費の補正ということで一覧表を頂いているんですね。いろいろとおのどのどうのこうのじゃなくて、ちょっと概要として聞きたいんですけども、追加として発生しているのが、たしかこれは6億2,500万円ぐらいなんですね。変更があるのが、修正後の金額が約5億4千万円、約11億何がしの繰越明許費があるんですが、いろいろと土木費でちょっと確認したいんですが、幾らかこれを解消する余地いうか、要因というか、原因を究明して、4年度に一応解消に結びつけてもらいたいんですが、どのようなことが最終的な要因でございましょうか。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

まず、繰越しの大きいところでいきますと、都市防災総合推進事業なんですけど、こちらのほうが植田水尻側道線のNEXCO（西日本高速道路株式会社）への委託費が3億何がし含まれております。こちらのほうが、本年度、工事発注のほうが1月31日に入札が行われて、まだちょっと工事契約まで至ってないということもありまして、ここの繰越額のほうが大きくなってきております。

あとこの中で災害復旧費もございまして、こちらにつきましては、総頭川1号線と、あともう1か所、嶽橋というのが橋梁債でございまして、嶽橋のほうは特にまだ契約ができてないということと、総頭川1号線のほうが工事がまだ残っておりますので、こういったところで繰越額のほうが大きくなってきております。

今後の見通しについてなんですけども、さっきも申しましたように、都市防災につきましては、NEXCOさんの工事が進むにつれて、こちらのほうは解消されてくるというふうに考えております。

また、災害工事等につきましても、一応完成のめどは、災害でいけば8月末というのを総頭川のほうで立てておりますので、そのあたりで金額のほうは解消されるとい

うふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 26ページの一般寄附金で6,400万円余りあるんですけども、これはかなりの高額な寄附金となっておりまして、例えばこれは指定の寄附金なのかどうかということと、もしそうでなかったら、例えば基金に積み立てて活用するとかの方法は考えてないのかということをお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村政愛君） お答えいたします。

こちらの寄附につきましては、住民の方から使途を特定せずにお使いくださいということで寄附を頂いたものでございます。現在のところ、明確な使途が3月補正の予算書にはございませんが、現在、基金へ積むのが3億円ぐらいの基金の積み立てるような予定がございます。したがいまして、寄附していただいた方の御厚意を大切に、大事に使わせていただくようにさせていただきたいと思っております。当面は貯金のほうに回るような段取りでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 18ページ、地方交付税の件をちょっと町長言われたんですが、18ページの一番上、普通交付税が通常2億1千万円ぐらい増えてるということなんですよね。だから通常は9億5千万円ぐらいじゃけど、かなりここで追加交付税があったんじゃないいうて町長の説明があったんですが、ちょっとその辺のことを説明を願いたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） お答えいたします。

今年度、国の税収が6兆4,320億円ほど増収となり、国の補正予算第1号で地方交付税が2億円弱増額をされました。それに伴いまして、本町におきましては1億2,600万円余り追加交付されたわけでございますけども、このうち9,900万円につきましては、本年度借入れをいたします臨時財政対策債の償還費用を前倒しで交付されたものでございまして、本来であれば、今回のこの9,900万円を減債基金に積立てをいたしまして、今年度借り入れた臨時財政対策債を、来年度以降、20年

かけて返済していくんですけども、毎年２０年間、減債基金から繰入れをして、臨時財政対策債を返済していくというお金を１億２，６００万円のうち９，９００万円追加で交付をされました。

本町におきましては、今年度の臨時財政対策債をまだ借入れいたしておりませんので、減債基金に積立てをせずに、臨時財政対策債の借入額を９，９００万円ほど減額をさせていただく手法を取らせていただいております。

結果といたしまして、交付税が１億２，６００万円余り増額となっておりますけども、臨時財政対策債が９，９００万円ほど減額になっておりますので、今回の追加交付で増額となる町の増収分は２，７００万円余りということでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○１０番（中 雅洋議員） ５２ページ、一番下に排水路費、これで委託料１千万円減額になっております。今、排水路、結果的に要因をお聞きしたいんですが、繰越明許してでもやるのかな思ったんですが、その辺の理由をお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

この町内排水路整備の実施設計業務につきましては、これに代わるものとしまして、補正予算としまして下水道の補正予算を使用しております。そのためにこの分を減額させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

出下議員。

○７番（出下 孝議員） ５３ページに防災対策費の中で河川の監視カメラの設置工事というので７万７千円ほど減額されとるんですが、この監視カメラはどこへ何台ぐらいつけたのかということと、これは関連してですが、引き続いてやられるいうことなんで、今年度の計画なんかがありましたら、ちょっとお願いしたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 出下議員、来年度よね。

○７番（出下 孝議員） ちょっとこれに関連して、そういうあれがあったらちょっとお聞きしたいということでお願いします。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

河川監視カメラにつきましては、中電工が小屋浦に2台、水尻に2台を設置いたしております。ただ、まだ見ることはできないんですけど、4台、中電工のほうを設置しております。

町のこの予算につきましては、総頭川と明神川に1台ずつつける予算のものでございます。

総頭川につきましては、今年度には設置をする予定としております。

明神川につきましては繰り越しまして、来年度の6月ぐらいにはつけたいかなというふうに予定しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時44分）

（再開 午前10時45分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 中電工が4台つける分につきましては、実証実験ということで、坂町のほうのフィールドの実証ということで、山あり川あり谷ありということで、どこまで電波が届くかということの実証実験で4台つけていただいたものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと先ほどの52ページの件なんですが、下水道で新年度のあれじゃったかな、あれへ出とったけど、あの排水路費、一般会計でも項目としてあるんじゃが、何か排水路費は下水道会計では下水道だけかの思いよったんじゃけど、その辺の振り分け方、要は雨水排水路、汚水とあるわけですが、下水道はあくまでも下水道1本かな思ったんですが、多分、来年度かな、こういった排水路も入ってきとるから、排水に関しては一緒ですが、要は今後どういうふうにしていくんかな、どっちを使ってもええいう話かね。その辺をちょっとお聞きします、今後も含めて。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

平成30年の豪雨災害を受けまして、各地区の排水検証を行っております。これにつきましては、雨水に関するものはこの排水路費のほうで検証後に水路改修等を行ってきております。

ただ、横浜地区につきましては、下水道事業として、規模もちょっと大きいことで、補助事業を活用したということで、このたび整理させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 53ページお願いします。

53ページ、一番上に常備消防費の委託料が494万2千円の減ということで、ちょっと大きい数字なんで、理由をお知らせください。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

この常備消防の減額でございますけど、これは広島市に常備消防費の負担金を払う分の減額でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） この金額が大きいんでいうのは、委託料でこの500万円は大きいから、通常は何ぼで、今、494万2千円の減が発生したということですか。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

通常といいましょうか、毎年変動はいたします。消防事業でございますので、消防の退職の人数が変わったりとか、そういうことで金額は決定してないんですが、今年度はこの400万円という金額でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 48ページのベイサイドビーチの物品販売、非常に金額が大きいんじゃないけど、これの内訳というのは分かるはずなんじゃが、教えてもらえませんか。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

2億1千万円の内訳につきましては、飲食棟の建設工事請負費になっております。  
以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） それでも内容、これだけの金額だったら、要するに建物になるのか、中の部品になるのか、明細は分らないのですか。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

建物としたら65坪ぐらいのもので、2階建ての木造建築のものになります。中身につきましては、厨房等の電気設備機器、それから外構に伴いましては、ウッドデッキ等がこの中に含まれておるものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ちょっとコロナの件で46ページです。

46ページの中段にあります新型コロナウイルスPCR検査93万5千円、これが今回の補正で突然上がってるいうか、どなたにPCR検査したものかの説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

新型コロナウイルスのPCR検査でございますが、これは今年1月からオミクロン株による感染が拡大をいたしておりました。そのような中、集団生活をする子供たちに感染が及ばないように、クラスターが発生しないようにということで、町内の小中学校の児童生徒、また、教職員等を対象に、広島県済生会に緊急に依頼をいたしまして、実施をいたしております。1月11日から実施いたしまして、現在、84名検査を受けております。そのうち7名の陽性が発覚しておりますが、これが早期に分かったことにより、感染の拡大を防いだという結果となっております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

向田議員。

○1 番（向田清一議員） 今、言われた84名が検査されてるということですが、全体は検査しなかったんでしょうか。ピックアップですか。発熱があったとか、そういう状態なんです。どういう状況でしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 検査をいたしました84名の方につきましては、発熱等があった方、また、濃厚接触者の疑いがある方、接触の疑いがある方ということで検査をさせていただいております。その中で、今、全体ですかという御質問がございましたが、例えばこの7名の陽性者が出ておりますが、それに関連する学校、クラスにつきましては、事業所PCRというものを早急に実施をいたしまして、さらに感染の拡大を防いでおります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5 番（奥村富士雄議員） 43ページの保育士等处遇改善臨時特例事業219万円と  
いうのがあるんですけども、これはいろいろマスコミでも出ておりましたけども、国庫補助で100%ということになっておるんですが、具体的にはどういった内容になるんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） お答えします。

この保育士等处遇改善臨時特例事業につきましては、保育所、こども園の職員について、1人当たり月9千円の上乗せ賃金を払うための予算で、コロナウイルス感染症の拡大で、保育園、こども園のほうが負担が大きくなっているということで、国のほうがこの予算措置をしたものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

瀧野議員。

○8 番（瀧野純敏議員） 49ページの県営工事の444万円、これなんかはどうなんですか。県営工事の、減るならありがたい思うんじやけど、要するに県営工事から手を引くのかいうような感じになるんで、その辺を一遍内訳を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

手を引くということではなくて、県が執行する予算のほうが減額になっておるとい  
うようなことでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） コロナのことをちょっといろいろ方々に予算的にも散ってい  
るんですが、43ページの今の保育士の下、新型コロナウイルス感染症対策事業24  
5万円というのは、どこに対するこれは補助金になるんですか、負担金補助金。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） お答えします。

こちらの新型コロナウイルス感染症対策事業については、町内の四つの保育園、こ  
ども園の延長保育とか子育て支援センター、それから一時預かり事業の事業に対して  
の補助金でございまして、それらの施設でマスク、消毒、それとか、コロナウイルス  
感染症に対する備品等の購入に対して補助が出るものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 47ページの資源回収奨励金、これは各住民協に補助する  
もので、大体年間500万円ぐらいの予算しておったわけでしょうけども、減額にな  
って、住民協も減額というのはちょっと困ると思うんですが、ここら辺の補助基準とい  
いますかね、そこらはどうなんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

基準は、まず年間で500万円を超えた部分につきましては、天井を500万円と  
しております。また、500万円を切った売上げですと、その全額を住民協のほうに  
配分いたすということで決めております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時56分)

(再開 午前10時56分)

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） このマイナス64万8千円でございますけども、これは令和3年1月から12月の資源ごみの売上金額が430万円ありましたものですから、それを住民協に配布するものでございまして、500万円いかなかったため、その残りを減額補正させていただくものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 32ページをお願いします。

32ページの中段にあります地方創生移住支援事業、これは160万円丸々減になっておるんですが、これは単身とか二人世帯とかなんかに補助する内容のものだと承知してるんですが、来年度も何か計上してるみたいで、本年度、何でこれ丸々減をする、周知がちょっとまずいんじゃないかと思うんじゃないけど、どうなんですかね、この辺は。

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） こちらの事業につきましては、広島県と共同で実施をいたしております。東京圏から坂町に移住をされて、県が登録している企業に就職をされた方に対して交付されるものでございますけども、周知する場合、東京圏の方に周知をしないといけないということで、町の広報等では周知できないということで、周知につきましては、町のホームページと広島県さんにお任せをして、東京圏にPRをしていただいているところでございます。

今年度につきましては申請ゼロ件でしたので、全額を減額をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） その上のほうにあります2段目、坂うめじろうグッズの制作

業務１５４万６千円、委託料、内容を説明してください。

○議長（川本英輔議員） 山本課長。

○企画財政課長（山本 保君） こちらにつきましては、町のPRと、また、ベイサイドビーチ坂に物販施設等を建設をいたしますので、そちらで販売をするグッズでございますけれども、内訳といたしましては、現在の計画ではトートバッグを千枚、あと小さいぬいぐるみを２００個とキーホルダーを千個を制作する予定でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

瀧野議員。

○８番（瀧野純敏議員） ４５ページの１２番の委託料なんですけど、これの中でがん検診とか風疹の検査料がごそっと減ってますよね。これはコロナがあるからなのか、それか、これに対する啓発活動は依然としてしてあるのか、した挙句の金額なのか、ちょっと聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 委託料のがん検診等でございますけれども、やはりコロナウイルスの関係で、当初、２，４０５人と予定しておりましたところ、１，６００人余りの方が受診していただいたということなんですけど、やはりコロナということで、受診を控えられた、検診を控えられたということがあると思います。

そして、もう一点の風疹の件でございますが、風疹のこの抗体の検査につきましては、令和３年度、幅広い年齢の方に周知をさせていただいておりますが、やはりもう受けられた方が多いのと、もう受ける必要がないと思われた方がいらっしゃるということで、こういった結果になったとは思っています。

ただ、がん検診につきましても、風疹につきましても、しっかりと広報等でも周知をさせていただきます。町のホームページでも周知をさせていただきますので、また引き続き、来年度、検診を受けていただくように尽力してまいります。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○６番（柚木 喬議員） ３８ページ、お願いします。

下のほうにありますコロナ対策みたいな形なんですけど、住居確保給付金事業、これ

が78万5千円の減になっているんですが、扶助費ですね、これは減の要因じゃなくて、やっぱり4年度も継続してやると思われるんですけども、今期、令和3年度は当初予算から半減したかと思われるんですけども、その辺の要因は何ですか。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） お答えします。

こちらの住居確保給付金事業については、当初予算で6世帯を見込んでおりましたが、実績見込みで4世帯ということで、2世帯分少なくなる見込みでございまして、こちらのマイナス78万5千円を計上させていただきました。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） この今の住宅確保給付金事業の周知というのはどのような形でやっているんですか。その辺の周知方法をちょっと伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） お答えします。

周知方法については、従前より広報さか、ホームページをやっております。それに加えて、民生課、あるいは社会福祉協議会のほうに相談に来られた方について、相談内容をしっかり聞いて、この住居確保給付事業が可能性がある方には説明をしながら、そして、しっかり必要なところに使っていただくように周知に努めておるところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第6 議案第10号「令和3年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第10号「令和3年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、坂町国民健康保険事業の決算見込みに基づき補正計上を行ったもので、既定の予算総額から1,471万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億1,237万5千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、国民健康保険税570万円の増額は、収入見込みにより計上いたしました。

国庫支出金国庫補助金59万2千円の増額、県支出金県補助金1,647万6千円の減額は、それぞれの交付見込みにより計上いたしました。

10ページの繰入金一般会計繰入金453万1千円の減額は、決算見込みにより計上いたしました。

次に、11ページの歳出で、保険給付費療養諸費2,700万円の減額、出産育児諸費126万円の減額は、それぞれの実績見込みにより計上いたしました。

基金積立金1,349万4千円の増額は、決算見込みにより計上いたしました。

12ページの諸支出金償還金及び還付加算金5万1千円の増額については、国県支出金の過年度分返還金の確定により計上いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 歳出のほうでちょっとお聞きします。

療養諸費、一般被保険者療養給付費というのが2,700万円ほど補正が減額されと  
るんですが、この減額理由、大体想像はつくんですが、確認のためにお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 歳出で、一般被保険者療養給付費の減額についてお答  
えいたします。

こちらにつきましては、当初予算を立てるときには、3年間の実績と、また、コロ  
ナ禍であること等を見込み計上させていただいておりましたが、実績見込みにより、  
今回、2,700万円の減額となっております。

要因といたしましては、やはりコロナ禍で受診控えということも一因としてあった  
ようには思います。また、被保険者の減も多少なりとも関わっていることと思います。  
ただし、被保険者の減につきましては、これまで毎年100名程度の減でございまし  
たが、今回、令和2年度から令和3年度につきましては、約50名の減となっております  
ので、そういった要因も多少はありますが、やはりコロナ禍による受診控えとい  
うことが大きな要因ではないかと考えてはおります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第7 議案第11号「令和3年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第11号「令和3年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ各事業の決算見込みに基づき補正計上いたしましたもので、既定の予算総額から300万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億974万5千円といたすものでございます。

4ページの地方債補正は、事業の執行見込みに基づきそれぞれ変更をいたします。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入につきまして、9ページの繰入金、一般会計繰入金は、歳入歳出予算の補正により減額をいたし、町債、事業債は、流域下水道整備債、公営企業会計適用債について、それぞれの事業の執行見込みにより減額をいたしました。

次に、歳出につきまして、10ページの総務費、一般管理費は、坂町公共下水道事業企業会計移行業務の執行見込みにより140万円を減額をいたしました。

事業費、流域下水道整備費は、県からの通知に基づき、太田川流域下水道整備事業負担金144万7千円を減額をいたしました。

公債費、利子は、借入利率の確定により15万5千円を減額いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 10ページ、お願いします。

10ページが坂町公共下水道事業企業会計の移行業務ということですよ。たしかこれは800万円ぐらいあったんじゃないけど、140万円減をするというのは、例えば移行業務で、内容をちょっと説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 川上都市計画課長。

○都市計画課長（川上宏規君） お答えいたします。

坂町公共下水道事業企業会計移行業務につきましては、令和２年度末に債務負担行為をいたしまして、令和３年、４年、５年の３か年での業務を発注いたしております。その業務の発注したものにつきまして、確定いたしました年度ごとの金額が決定したものでございまして、今回、１４０万円を減額いたしましたものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○６番（柚木 喬議員） もう一点、ちょっとお願いします。

その下にあります太田川の流域下水道整備事業１４４万７千円、これはかなり４割ぐらい削減になってるんですが、どういうことで削減か説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○都市計画課長（川上宏規君） お答えいたします。

こちらの太田川流域下水道整備事業の負担金につきましては、東部浄化センターの修繕とか耐震化対策の工事なんかを事業計画しております。この計画が今年度決算見込みが出ましたので、こちらにより減額いたしましたものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第１１号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第8 議案第12号「令和3年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第12号「令和3年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、坂町介護保険事業の決算見込みに基づき補正計上を行ったもので、既定の予算総額から8,605万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億5,926万4千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入で、9ページの保険料、介護保険料128万9千円の増額は、収入見込額に基づき計上いたしました。

10ページの国庫支出金、国庫負担金1,291万2千円、国庫補助金273万3千円、11ページの支払基金交付金2,253万8千円、県支出金、県負担金1,213万3千円、県補助金113万5千円、12ページの繰入金、一般会計繰入金1,161万8千円、基金繰入金2,427万2千円の減額は、保険給付費などの実績見込みに基づき法定割合により計上いたしました。

次に、歳出で、13ページの総務費、総務管理費85万円、14ページの保険給付費、介護サービス等諸費6,500万円の減額、その他諸費5万円の増額、15ページの特定入所者介護サービス等費1,211万円、16ページの地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費500万円、一般介護予防事業費136万7千円、包括的支援事業・任意事業費172万5千円、17ページの高額介護予防サービス等諸費5万円、基金積立金6万3千円の減額、諸支出金、償還金及び還付加算金6万3千円の増額は、それぞれの実績見込みにより計上いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 歳入で10ページ、お願いします。

歳入で、今回、補正額が4、5、6の項目で、おのこの保険者機能強化推進交付金、国庫補助金で、これら一連の流れがあるかと思うんですが、おのこの173万9千円と190万2千円、それから68万円、この国が言う趣旨というのはどういうもので、本町ではどういう使い方をするかということを聞きたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 国庫補助金の保険者機能強化推進交付金、その下の努力支援交付金、その下もでございますね。この介護保険の災害等臨時の特例の補助金でございます。

まず、前段の二つの保険者機能と努力支援でございますが、これは国の交付決定により上げさせていただいております。これは保険者がどのような努力をしたかということで交付されるものでございます。使い道といたしましては、やはり保健事業、介護予防事業ですね、そちらのほうに使わせていただくようになっております。

最後の3点目のところの災害等臨時特例補助金につきましては、これはコロナに伴う保険料の減免に係る補助金でございます。国から減免の10分の6を頂いているものでございまして、残りの10分の4につきましては、調整交付金の中で交付されているものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第9 議案第13号「令和3年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第13号「令和3年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の決算見込み及び広島県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づくもので、既定の予算総額から110万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億8,594万1千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入で、9ページの後期高齢者医療保険料66万円、繰入金、一般会計繰入金44万3千円の減額、10ページの歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金110万3千円の減額は、広域連合からの通知に基づき計上いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第13号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時35分とさせていただきます。

（休憩 午前11時22分）

（再開 午前11時34分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第10 議案第14号「ベイサイドビーチ坂物販施設等整備工事請負契約の締結について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第14号「ベイサイドビーチ坂物販施設等整備工事請負契約の締結について」御説明を申し上げます。

本工事につきましては、優秀業者12社を指名をいたし、2月22日に指名競争入札を執行いたしました結果、3億6,520万円で株式会社鴻治組に落札をいたしましたので、この契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要につきましては、産業建設課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） ベイサイドビーチ坂物販施設等整備工事の概要について御説明いたします。

本工事は、坂町水尻地内のベイサイドビーチ坂にアウトドア体験を提供できる物販施設などを整備する工事です。

工事概要でございますけども、物販棟、シャワー・倉庫棟の建築工事としまして一式、構内配電や通信線路、物販棟、シャワー・倉庫棟の電気設備工事一式、それから、

同じく物販棟、シャワー・倉庫棟などの空調設備及び給排水設備工事の一式となっております。

なお、工事期間中はビーチの利用者や近隣住民の方などに施設建設に伴う駐車場利用の制限、あるいは工事用資材の搬出搬入などによる工事車両の通行等、御不便のほうをおかけすることとなりますので、細心の注意を払って工事を進めてまいります。

工事の着手はビーチの管理者であります広島県とも調整を行いながら着手し、繰越事務等の事務手続を経た後、令和4年10月末の完成を目途に進めてまいります。

工事施工に当たりましては、受注者に対し安全対策などの指導を十分に行い、公衆災害の防止に万全を期して工事のほうは実施してまいります。

以上で、バイサイドビーチ坂物販施設等建設工事の概要説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 物販施設ということですが、繰越明許でも2億1千万円というのがあって、あっこへ飲食も建設するということなんですけども、物販棟が、今、聞いたら、10月末に完成ということなんですけども、飲食は多分それよりか遅れるんじゃないか思うんですが、このオープンについては、例えば物販棟は物販棟だけ先行してオープンするのか、例えば飲食ができて同時オープンするのかという、そういったところはどうか。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

まずは物販施設の建築のほうをこのたび御承認いただきますと、間隔を空けずに飲食棟のほうは工事のほうを追加契約を行ってまいりたいと思っております。

オープンの時期につきましては、今、工事のほうは10月末としておりますけども、極力この間隔を飲食も空けずに、同時期にできれば、材料とかちょっとなかなか、今、情勢が不安定なところもありますけども、できるだけ10月末で同じ時期に完成のほうを目指してまいりたいと思っております。

最後に、オープン時期につきましては、また具体的な工程が見えて、事業者とも調整をしながらちょっとやっていかないといけないと思いますので、ちょっとそのあたり

は10月以後に、また工程がはっきりした段階でお示しできればというふうに思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 完成が10月末ということは、海水浴シーズンも工事中になると思うんですけども、例えば、今、あそこヘビーチテニスの照明器具の工事をやって、真ん中のほうの駐車場というか、広島側と呉側の出入り口からの相互に行けるということができんようになつとるわけですね。今回も例えば建設のときにそういった相互に行き来が呉側と広島側ができんのかどうかということと、それから、今までは海の家というのが去年は2軒でしたけども、2軒あるんですけども、その今年の海水浴シーズンの営業というものは可能なんかどうかというようなことを併せてお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

まず、駐車場の広島側、呉側の行き来についてですが、今回の工事現場につきましては、仮囲い等で完全に仕切ります。このため、呉側と広島側の車両の行き来についてはちょっとできなくなるというふうに思っております。

二つ目に、海の家についてでございますけども、さっきも言いましたように、建設工事をする場所は決まっておりますので、その他の場所でしたら、海の家を例えば行うことは、従来どおりであれば可能だと思います。そこらはまた県のほうとも調整しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

これをもって、討論を終結いたします。

○議長（川本英輔議員） これより、議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

○議長（川本英輔議員） 日程第 1 1 議案第 1 5 号「町道総頭川 1 号線道路災害復旧
工事請負契約の変更について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第 15 号「町道総頭川 1 号線道路災害復旧工事請負契約の変更について」御説明を申し上げます。

本工事につきましては、令和元年議案第５９号で議決をいただき、広島ガステクノ・サービス株式会社と１億７，８２０万円で契約を締結をいたしたところでございますが、工事の施工に当たり、張出歩道の製品加工や構造物取壊し数量の増加等、各種数量に変更が生じたので、契約金額を８，８２８万３，８００円増額をし、２億６，６４８万３，８００円といたすものでございます。

変更の概要につきましては、産業建設課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） それでは、町道総頭川 1 号線道路災害復旧工事請負契約の変更について御説明いたします。

このたびの主な変更は、平成30年発生の災害復旧工事におきまして、構造物取壊し工におけます取壊し数量の増加、張出歩道工におきます材料費の増加、仮設工におけます交通誘導員の増員などの変更に伴う増額により、工事請負金額を変更するものでございます。

主な増額の要因ですが、構造物取壊し工につきましては、取壊しを行う既設の張出

歩道基礎が、当初、標準図で推定しておりました構造より大きかったことにより、約 3,200 万円の増額となっております。

次に、張出歩道工につきましては、製造工場での製品加工や曲線部に必要となります短尺タイプの製品製作が必要になったことにより、約 4,900 万円の増額となっております。

仮設工につきましては、総頭川 1 号線の交通規制に伴い、迂回路として利用しております既設町道への交通誘導員の増員などを行ったことに伴いまして、約 700 万円の増額となっております。

これらを合わせると 8,828 万 3,800 円の増額となり、当初契約額 1 億 7,820 万円に加え、工事請負契約金額が 2 億 6,648 万 3,800 円となっております。

なお、工事につきましては、令和 4 年の 8 月末に完成の見込みでございます。

以上で、町道総頭川 1 号線道路災害復旧工事請負契約の変更についての説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第 15 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第１２ 議案第１６号「町道総頭川１号線道路災害復旧（その２）工事請負契約の変更について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第１６号「町道総頭川１号線道路災害復旧（その２）工事請負契約の変更について」御説明を申し上げます。

本工事につきましては、令和３年議案第９号で議決をいただき、広島ガステクノ・サービス株式会社と９,２４０万円で契約を締結をいたしたところでございますが、工事の施工に当たり、国が施工する砂防事業との兼ね合いにより、各種数量等に変更が生じたので、契約金額を８３４万２００円減額し、８,４０５万９,８００円といたすものでございます。

変更の概要につきましては、産業建設課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 本産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） それでは、町道総頭川１号線道路災害復旧（その２）工事請負契約の変更について御説明いたします。

このたびの主な変更は、平成３０年発生の災害復旧工事におきまして、構造物取壊し工におけますアスファルト舗装の取壊し数量などや舗装工におけますアスファルト舗装工、防護柵工の数量変更に伴う減額により、工事請負金額を変更するものでございます。

主な減額の要因ですが、国の砂防事業計画の進捗に伴いまして、国の工事用道路から上流の復旧範囲につきまして、国の砂防事業計画の影響範囲として含まれるということになりましたので、構造物取壊し工が約８３０万円の減額、舗装工が約２７０万円の減額、これらを合わせて８３４万２００円の合計としての減額となっております。その結果、当初請負金額９,２４０万円が８,４０５万９,８００円となっております。

なお、この工事につきましては、令和４年の３月末に完成の見込みとなっております。

以上で、町道総頭川１号線道路災害復旧（その２）工事請負契約の変更についての説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第13 議案第17号「横浜中央二丁目津波災害時一時避難場所整備(その3)工事請負契約の変更について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第17号「横浜中央二丁目津波災害時一時避難場所整備(その3)工事請負契約の変更について」御説明を申し上げます。

本工事につきましては、令和3年議案第35号で議決をいただき、有限会社ヤマダ工業と1億3,970万円で契約を締結したところでございますが、工事の施工に当たり、平時の利便性などの向上に伴う各施設の追加等、各種数量に変更が生じたので、契約金額を1,835万3,500円増額し、1億5,805万3,500円といたすものでございます。

変更の概要につきましては、都市計画課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長(川本英輔議員) 川上都市計画課長。

○都市計画課長（川上宏規君） それでは、横浜中央二丁目津波災害時一時避難場所整備（その３）工事の変更概要について御説明いたします。

本工事は、令和元年度より津波による浸水被害が著しい横浜中央地区における津波災害時の住民の生命と安全を確保及び防災機能の向上を目的とし、令和４年３月までの完成予定で工事を進めているところでございます。

工事の変更概要について、参考資料により御説明いたします。

赤色部で囲んだ範囲が本工事の施工範囲でございます。

主な項目は、昨年の７月、１１月の災害復旧・復興対策調査特別委員会で御説明いたし、御了解を得ております事項で、平時の利便性向上のため、資料中央の駐車場１７台分の整備に約３００万円、資料右側のベンチ６基の整備に約１００万円、避難場所の前面道路である横浜二部４号線を将来的に４メートルの幅員を確保するため、資料左下の町道拡幅２４メートルの整備に約１６０万円、コロナ禍におけます子供たちのストレス解消やクラブ活動、地域の催し物などに御利用いただくため、多目的広場に防球フェンス１０８メートルの整備に約１千万円を追加いたしました。

また、完成後の管理運営上必要である進入路入り口部に注意看板の設置、多目的広場に防犯カメラ２基の整備に約２２０万円を追加したもので、その他各工種の数量の増減により、合計で１，８３５万３，５００円の増額となったものでございます。

以上で、横浜中央二丁目津波災害時一時避難場所整備（その３）工事の変更概要の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（川本英輔議員） これより、議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第17号は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

午前中の会議はこの程度に収め、再開は午後1時とさせていただきます。

（休憩 午前11時55分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（川本英輔議員） 日程第14「令和4年度町長施政方針」を議題にします。

令和4年度町長施政方針の表明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 令和4年度の坂町政を推進するに当たりまして、施策の方針を申し述べ、町民の皆様方の御理解と御協力をいただきたいと存じます。

令和2年から続く新型コロナウイルスの感染拡大は衰えを見せず、その収束はいまだ見通せない状況となっており、世界中が大きな困難に直面をしております。

本町におきましては、全世帯及び子供へのマスク配布や中小企業等への支援金の支給など、本町独自の感染防止対策や経済的支援を行ってまいりましたが、令和4年度につきましても、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、国、県からの情報を迅速かつ的確に把握をしながら、感染拡大防止のための留意すべき行動等を町民に周知・啓発するなど、感染拡大予防に取り組んでまいります。

令和4年度は坂町第5次長期総合計画の計画3年目に入ります。まちの将来像である「自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち」を実現するべく、また、目指すべきまちづくりの基本テーマである「災害から復興し、みんなにやさしいまち坂町」の実現に向け、甚大な被害を受けた平成30年7月豪雨災害から一日も早く復興し、被災前よりも安全で安心して暮らせるまちづくりを推進をしてまいります。

また、第5次長期総合計画に掲げた基本理念に基づき、未曾有の豪雨災害から一日も早く元の生活環境を取り戻すことを最優先とし、町民の皆様とともに「がんばろう坂町」を合い言葉に、将来に向け町民が希望を抱けるよう全身全霊で邁進してまいります。

さらに、本町の課題である地域間の格差の解消と均衡ある地域の発展、次世代に向けた持続可能な地域を構築するため、県道坂小屋浦線の「道路整備」や横浜地区の越波防止・高潮対策などの「海岸整備」、土砂災害防止などの砂防堰堤を含む「河川整備」の三位一体の防災対策を引き続き推進をしてまいります。

こうした取組を着実に進めるためには、財源を安定的に確保することが必要となりますが、国・県の補助金・交付金も極めて厳しい状況の中、財源確保が困難な場合には、議会の皆様と御相談をしながら、事業の性格に応じた新たな財源についても検討していかなければならないと考えております。

次に、地方創生につきまして、第5次長期総合計画との整合を図り、新たに作成した「第2期坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の下、人口減少対策を推進し、持続可能な地域社会の実現に向け取り組んでまいります。

各地区住民福祉協議会ともさらなる連携を深め、住んでみたい町、住み続けたい町となるよう、親から子へ、子から孫へと歴史・文化・地域を守り、30年先も50年先も坂町が坂町であり続けられるまちづくりを町民の皆様と一体となって創造してまいります。

デジタル化の取組につきましては、国において地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことで、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」の実現を図ることが成長戦略の最も重要な柱として位置づけられております。

本町におきましては、こうした構想を実現するため、坂町ならではのデジタルとアナログが共生した「人に優しいデジタル変革」を推進することとしており、デジタル技術の活用による行政手続きのオンライン化や、防災・高齢者福祉・子育てといった様々な地域社会の課題解決に取り組み、より一層の住民利便性の向上と負担の軽減、さらには、効率的な行財政運営を実現してまいります。

坂町の将来像である「自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち」の実現を目指し、町民と行政がまちづくりの目標を共有し、地域密着、住民密着の行政サービスに

努め、「小さくても光り、輝きのあるまち」にするため、私以下、全職員が一丸となり、全力を挙げて取り組んでまいり所存であり、令和４年度におきましては、主に次の諸事業を展開をしまいたいと考えております。

- ・新型コロナウイルス感染症から町民の生命と健康を守るための

- 「円滑なワクチン接種の実施」

- 「予防対策の徹底」

- ・平成３０年７月豪雨災害からの復旧、復興のための

- 「まちの復旧・道路等社会基盤の強靱化」

- 「くらしの再建」

- 「被災者の見守り・相談支援体制の継続」

- 「防災行政無線戸別受信機の無償貸与」

- 「災害に強いまち・ひとづくり」

- 「災害伝承施設の活用」

- ・新しい人の流れをつくり、転入による定住人口を増やす

- 「三世代同居・近居の推奨」

- 「空き家利活用の促進」

- 「子育て世帯引越支援事業の実施」

- 「地方創生移住支援事業の実施」

- ・交通体系を形成する

- 「県道坂小屋浦線の整備」

- 「環状線道路事業の推進」

- 「町内循環バス事業の推進」

- 「都市防災総合推進事業（避難路）の実施」

- ・都市の根幹的施設としての

- 「橋梁等の老朽化対策事業の推進」

- 「下水道長寿命化計画事業の推進」

- 「下水道事業企業会計の推進」

- 「安芸衛生センターし尿前処理施設整備事業の推進」

- ・美しいまちづくりを推進する

- 「環境美化事業の推進」

- ・ 災害等の防止・軽減に対応した
 - 「砂防堰堤等の再度災害防止対策事業の促進」
 - 「都市防災総合推進事業（防災公園）の推進」
 - 「海岸保全施設整備事業の促進」
 - 「森山北漁業基地の防波堤事業の促進」
 - 「横浜排水区の浸水対策事業の推進」
- ・ 総合的な福祉サービスの提供を推進するための
 - 「福祉事務所の充実」
 - 「保健・福祉拠点の整備」
 - 「第1次福祉のまちづくり計画の推進」
 - 「生活困窮者自立支援の充実」
- ・ 生き生きとした生活を実現するための
 - 「第2次（後期）健康さか21（健康増進計画・食育推進計画）の推進」
- ・ 活力ある長寿社会を創造するための
 - 「第9期高齢者保健福祉計画、第8期介護保険事業計画の推進」
 - 「地域共生社会に向けた地域包括ケアシステムの強化」
- ・ 障害の有無により分け隔てることなく地域で生活するための
 - 「第3次障害者計画、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の推進」
 - 「障害福祉サービス施設の整備」
- ・ 子育てにやさしい環境整備のための
 - 「第2期子ども・子育て支援計画の推進」
 - 「子ども家庭総合支援拠点事業の推進」
 - 「産前・産後サポート事業の充実」
- ・ 乳幼児保育の充実のための
 - 「地域に根ざした保育及び幼児教育の推進」
- ・ 地域づくり人づくりの核となる
 - 「生涯学習社会の推進、生涯スポーツ社会の振興」
 - 「地域とともにある学校づくりの推進」
- ・ 伝統文化を大切にする社会の推進、郷土愛の醸成を図るための
 - 「芸術・文化活動の振興」

「六角御輿の活用」

- ・国際化に対応した人づくりを目指すための

「小・中学校英語教育の充実」

「海外研修の実施」

- ・観光レクリエーションの振興と交流人口増加のための

「ベイサイドビーチ坂の賑わい創出」

- ・行政事務の高度化・効率化のための

「デジタルの実装を通じた地域課題の解決推進（ソサエティ5.0）」

「行政手続きのオンライン化の推進」

- ・情報発信機能を強化するための

「町公式ホームページの更新」

「新たな情報伝達媒体の導入」

- ・公共施設の中長期的な維持管理のための

「町民ひろば及び社会教育施設長寿命化計画の推進」

こうした事業を議会の皆様をはじめ、町民の皆様の英知と御理解、御協力を支えに「希望と生きがいを感じ得る、より豊かなまち」を目指して、全力を挙げて取り組んでいく決意でございます。

以下、主要な施策につきまして、基本的な方針を述べさせていただきます。

1、安全で安心に暮らせるまちづくり

国による強くしなやかな国民生活の実現を図るための国土強靱化施策との調和を図り、本町における国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、令和2年度に「坂町国土強靱化地域計画」を策定をいたしました。この計画に基づいた施策を進めてまいります。

平成30年の豪雨災害では、本町を取り巻く山々から発生した土石流により、河川、水路、沢を土砂や流木が覆い、住宅地に土砂が流れ込みました。また、急傾斜地においては、がけ崩れにより住家等への被害も発生をいたしました。

現在、被災の主要因である土石流を上流域で食い止めるため、国や県の支援をいただきながら、砂防堰堤や溪流保全工の整備、治山事業による谷止めの整備を実施しております。

防災対策の一環である砂防堰堤等の整備や急傾斜地の斜面对策工事につきましては、

再度災害防止対策事業を含め、引き続き、国や県に事業の推進と早期完成を要望してまいります。

応急対応中の道路や河川などの災害復旧事業につきましては、早期完成に努めてまいります。

ため池につきましては、本町内の6か所全てのため池について、引き続き、県と協力してため池の廃止を進めてまいります。

また、今後の災害に備え、防災公園を整備するなど、地域の安全対策に取り組むとともに、雨水排水能力が不足する排水路につきましては、順次、改良を行い、近年の集中豪雨により、度々浸水被害が発生をしている横浜排水区につきましては、雨量解析により抽出した排水能力が不足する箇所の改善に向け、排水路改良の設計を行ってまいります。

さらに、排水ポンプ場の定期的な点検、計画に基づく改良・修繕により、排水能力を適切に確保してまいります。

台風などによる沿岸部の越波対策につきましては、横浜東一丁目の町護岸、横浜小学校前面の県護岸のかさ上げ及び離岸堤が完成をしており、残る護岸の早期完成に向け、県や国に強く要望してまいります。

こうした事業につきましては、地域住民、地権者等関係者の御理解と御協力をいただきながら、事業の早期完成を目指し、国や県と協力して推進をしてまいります。

次に、被災者支援につきましては、平成ヶ浜東公園の応急仮設住宅に入居されている方が住まいを再建するまでの間、応急仮設住宅の供与期間を2年を超えて延長するなどの支援を行っております。

また、被災者の方々に対し、保健師による継続した戸別訪問を実施するとともに、坂町地域支え合いセンターから坂町地域包括支援センターに被災者の相談支援等を引き継ぎ、各関係機関と連携して、被災者の生活再建に向けた様々な相談支援等を継続をして行っております。

災害により犠牲になられた方々に哀悼の意を表するため、追悼式を執り行うとともに、災害を風化させない取組として、坂町自然災害伝承公園に設置をいたしました水害碑や防災について学べる施設での研修等により、豪雨災害から得られた教訓を未来に伝承するための取組を進めてまいります。

次に、地域防災力の強化につきましては、災害に強いまち・ひとづくりのためには、

行政による「公助」のみならず、「自助」・「共助」の下、地域で支え合うという意識醸成が重要であると考えており、「坂町地域防災計画」に基づき、災害に強いまちづくりに向けた防災教育や防災訓練の実施、自主防災組織の育成・充実等の促進に努めてまいります。

地域が支え合い助け合う体制の構築に向けては、防災士の養成講座や地域の防災力を高めるための地域防災リーダー養成講座を継続して実施し、自主防災組織の活動を積極的に支援させていただくとともに、自らの防災行動計画（マイ・タイムライン）を作成していただくなど、いざというときに家族や近隣の方に声をかけ合い、即座に適切な避難行動ができる仕組みを地域の方々と協議し、地域の実情に沿った訓練の支援を行ってまいります。

また、町内全戸を対象に土砂災害ハザードマップの配布や防災行政無線に係る戸別受信機の無償貸与をいたしており、加えて、今後は河川状況の画像をスマートフォンやパソコンでいつでも閲覧できる河川監視カメラを設置し、早期避難につながる取組を進めてまいります。

避難行動要支援者制度につきましては、住民福祉協議会、民生委員・児童委員の皆様をはじめとする避難支援関係団体の御協力の下、自力で避難することが困難な方を身近な地域で支え合う仕組みを地域の皆様とともに築いてまいります。

S u n s t a r H a l l は坂町中心部の災害避難場所であるとともに、備蓄倉庫や自家発電設備、太陽光発電及び蓄電池を備えた坂町の防災拠点施設として、引き続き、活用してまいります。

令和３年度に完成をいたしました横浜中央二丁目津波災害時一時避難場所は、津波災害時における一時避難場所として住民の安全の確保を図ってまいります。

また、第５次長期総合計画、都市計画マスタープラン、国土強靱化計画等、町の上位計画が改定・策定されたことに伴い、令和３年度に策定した「坂町耐震改修促進計画」により、住宅・建築物の耐震化対策を、一層、総合的かつ計画的に推進をしてまいります。

本町では、坂町業務継続計画（ＢＣＰ）に基づき、大規模災害発生時における役場機能を早期に回復させるとともに、非常時優先業務を早期に着手することといたしております。

また、災害時に応急対策活動が速やかに行えるよう、災害時応援協定の締結などに

取り組み、役場の危機管理体制の強化と町民の生命と財産の保護並びに災害発生後の支援体制の強化に努めてまいります。

2、次世代に引き継ぎ、住み続けられる基盤づくり

多くの人が集い、生活・文化の中心的役割を果たす市街地は高度な都市機能が求められており、調和の取れた土地利用、幹線道路及び生活道路の整備、三位一体の防災対策などに努め、魅力ある都市空間の形成を図ってまいります。

そのため、県道坂小屋浦線を中心とした交通体系の整備を図ることにより、良好な生活環境を確保するとともに、地域特性を活かしながら人や環境に優しい施設など、効率的で計画的な基盤整備を進め、都市機能と自然環境の調和の取れたまちづくりを推進いたします。

また、第5次長期総合計画、都市計画マスタープランに基づくまちの将来像や土地利用の基本方針、都市施設の整備方針、地域のまちづくり方針により、「誰もが安心・快適に住み続け、キラリ輝くまちさか」の実現に向け、まちづくりを推進いたします。

生活環境の保全に直結する空き家対策につきましては、改定した「第2期坂町空家等対策計画」に基づき、安心して相談しやすい窓口づくりに努め、空き家の発生予防及び適正管理または利活用を促進することにより、空き家の増加を抑制いたします。

空き家の適正管理につきましては、適切な管理がなされていない4件の特定空家の所有者に対して、今後もきめ細やかな助言・指導を行い、特定空家の解消に努めてまいります。

空き家の利活用につきましては、引き続き、空き家活用支援窓口の設置や空き家バンクの運営とともに、空き家改修等支援事業に取り組み、空き家利活用の促進によるまちづくり活動の活性化を図ってまいります。

また、引き続き、三世代同居・近居住宅支援事業、子育て世帯引越支援事業に取り組みとともに、東京圏からの移住支援事業を展開してまいります。

小屋浦地区におきましては、近年、少子高齢化に伴い人口減少が顕著であり、これに歯止めをかけることが喫緊の課題であることから、平成29年度に坂町有住宅の空き室を子育て世帯が入居できるように改修をいたしました。

また、令和2年4月からは子育て支援住宅の使用料を引き下げ、子育て世帯の入居促進に努めるなど、人口増に向け取り組んでおります。

道路関係につきましては、本町では国道３１号で慢性的な交通渋滞が発生をしております、町民の生活や経済活動等へ多大な影響を及ぼしております。

このため、渋滞の緩和対策及び歩行者の安全対策として、以前から４車線化の整備を近隣自治体とともに関係機関へ働きかけており、令和２年度より国土交通省において総頭橋交差点改良事業に着手され、現在、調査・設計を進めていただいております。

さらに、国道３１号や広島呉道路の機能強化として、広島呉道路の４車線化に向けて、昨年７月に着工式、１０月には小屋浦トンネルの工事発注が、３月には坂高架橋から小屋浦トンネルまでの坂工事も工事発注されると伺っており、早期完成に向け、引き続き、国や西日本高速道路株式会社に働きかけていくとともに、４車線化事業に併せて（仮称）町道植田水尻側道線の整備も進めてまいります。

坂地区のまちづくりの骨格となる県道坂小屋浦線は、現在、平成ヶ浜から荒神橋付近までの１工区では、坂みみょう保育園付近と保健センター付近の副道の一部が完成をしております。関係地権者等の御理解をいただき、県道用地の確保も進んでおり、まとまった用地が確保された箇所から県に順次工事を実施していただいております。

また、令和２年度末には、ＪＲ呉線や国道３１号を越える高架橋の下部工事に着手し、令和３年１０月には、国から荒神橋付近から向井田橋付近までの２工区の事業認可も受け、今後、測量・設計等を進めると県より伺っております。

引き続き、関係地権者の方々のさらなる御理解、御協力をいただきながら、県道坂小屋浦線の早期完成を目指し、県とともに全力で事業を推進してまいります。

生活基盤に欠かせない町道等公共土木施設の整備につきましては、少子高齢化への対応、福祉環境及び防災機能の充実、交通利便性の向上、町内循環バスの運行など、より快適で安全な生活環境の創出と生きがいを味わえる生活空間の形成を目指す中で、坂地区においては、住民代表による坂地区まちづくり協議会から道路整備などのまちづくり方針が提案されています。

本町といたしましても、このまちづくり方針の実現に向けて、地域住民と協働して創意と工夫を行いつつ、都市防災総合推進事業などにより、引き続き、良好な住環境を支える生活道の整備や円滑な通行の確保を目的として、県道坂小屋浦線への接続を図る道路や環状線道路事業を積極的に推進をしてまいります。

このほかに、地域において身近に利用される生活道路につきましても、道路の改良や歩道の整備による安全対策を進めてまいります。

また、経年劣化により施設整備・保全が必要となっている橋梁等は、引き続き、補強、改修など必要な対策を計画的に実施し、利用者の安全を確保してまいります。

町内道路の人に優しい道づくりにつきましては、道路改良等に伴い、地域住民の理解が得られる箇所について、関係機関と協議の上、推進をしてまいります。

公園緑地等の整備につきましては、これまでも計画的に実施いたしておりますが、都市公園遊具の適切な管理により、快適かつ安心して都市公園を利用していただくため、平成30年度に策定した「公園遊具長寿命化計画」に基づき、適宜、遊具の改修を実施してまいります。

本町の公共下水道事業につきましては、事業開始当初に埋設した污水管渠の老朽化等により、今後予想される道路陥没事故等の未然防止と改修費用等の低減を図るため、「下水道管渠長寿命化計画」に基づき、令和4年度中に污水管渠等の改修を完成させ、雨水ポンプ場の改修についても取り組むとともに、生活環境の改善や公共用水域の水質保全、下水道事業の経営安定化を推進するため、未接続世帯に対する啓発を行い、一日も早い水洗化率100%を目指してまいります。

また、公共下水道計画区域外の地域では、小型浄化槽の補助制度を活用していただき、町内全体の快適で健康的な生活環境づくりを推進してまいります。

3、豊かな自然と快適な生活環境づくり

本町は海や山、川などの豊かな自然環境を有しており、これらの自然を活かしながら、地球温暖化対策や公害防止など環境保全に努め、美しい自然と共生するまちづくりを推進してまいります。

また、自然環境と共生し、あらゆる世代の町民が安全で快適に住み続けられるよう、親から子へ、子から孫へ、持続可能な地域づくりを町民とともに進めてまいります。

森林保全につきましては、ひろしまの森づくり事業交付金などを活用し、多くの方々が利用される遊歩道周辺の森林を中心に整備し、景観形成や都市近郊林で人が森林に親しめる森づくりを推進いたします。

坂町循環バスにつきましては、地域住民、特に高齢者をはじめ、交通弱者の方々の日常生活にとって欠くことのできない公共交通手段であります。地域間の公平性を考慮し、循環バス利用料の町内均一化を実施をいたしましたが、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、循環バスの利用が低下している状況や昨今の燃料費の高騰もあり、バス事業の収支の悪化が懸念されております。利用者のサービス向

上と経費の節減を図るとともに、今後も循環バスを継続して運行することができるよう、効率的な運営に努めてまいります。

ごみの排出抑制、資源化、再利用等につきましては、「たいびエコセンター」を拠点として、引き続き、町民・事業者の御協力をいただきながら、ごみの減量化等の推進に努めてまいります。

ポイ捨てによる空き缶、吸い殻等の散乱防止につきましては、「坂町環境美化の推進に関する条例」に基づき啓発に努めているところでございますが、引き続き、町民・事業者・関係団体と行政が連携・協働し、ごみのポイ捨て防止や地域の清掃活動を促進し、美しいまちづくりを進めてまいります。

廃棄物の処理に関しましては、広域処理施設・安芸クリーンセンターにおいて、可燃ごみを適正かつ効率的に処理いたしており、継続して安全な廃棄物の広域処理を行うとともに、「環境基本計画」に基づき、本町における環境の保全・管理を進めてまいります。

地球温暖化対策につきましては、「第4期地球温暖化対策実行計画」を策定し、本町の事務及び事業に関し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制に向け、取り組んでいるところでございます。

具体的には、平成22年度から屋外の防犯灯を皮切りに順次進めております照明器具のLED化でございますが、令和2年度には本庁舎と町民センター、令和3年度には小中学校、各社会教育施設及び公園を対象にLED化を進めたところであり、こうした取組を通じて、電力消費の節減に伴う二酸化炭素排出量の低減による地球温暖化防止対策を推進するとともに、維持管理経費の節減に努めてまいります。

し尿の処理に関しましては、処理施設である安芸衛生センターは昭和57年に建設され、40年が経過しており、老朽化が進んでいることから、関係者の御理解、御協力をいただき、安芸地区衛生施設管理組合や関係市町と連携し、今後の在り方について協議をした結果、し尿及び浄化槽汚泥を所定の濃度まで希釈し、坂町の下水道管渠へ投入することといたしました。令和8年度までに整備を行い、令和9年度からの供用開始を計画をいたしております。

次に、消防体制につきましては、常備消防業務を広島市へ事務委託したことにより、経費負担は軽減され、日常の消防・救急業務はもとより、大規模災害や特殊災害への消防力は強化されております。引き続き、広島市消防局、坂町消防団、坂町女性防火

クラブ、坂町少年消防クラブ、各地区自主防災会と密接な連携を図り、消防力の向上を図ってまいります。

次に、防犯対策につきましては、現在実施をいただいている自主防犯パトロールの支援、防犯組合等による啓発活動の充実を図るとともに、犯罪の未然防止や警察の捜査に役立つことから、町内主要道路などに防犯カメラの増設を行い、安全・安心な住みよいまちづくりを推進しております。

さらに、平成ヶ浜地区の警察学校及び県警機動隊の活動により、犯罪の抑止効果と併せて、町民の安全・安心の確保に大いに効果が上がっていると考えております。今後も地域・警察・行政・関係団体等がそれぞれの役割を担い、協働して防犯活動を推進してまいります。

また、坂町暴力団排除条例に基づき、引き続き、行政・町民・事業者が一体となって、地域ぐるみで暴力団の排除に向け取り組んでまいります。

交通安全対策につきましては、海田警察署、坂町交通安全協会等の関係機関と連携の下、交通安全意識と交通道德の高揚を図り、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるため、啓発活動の充実に努めながら、生活道路の整備に併せて交通安全施設の整備や交通規制等を図ってまいります。

消費者問題につきましては、近年、複雑・多様化し、手口も巧妙化していることから、消費生活相談窓口を設置し、問題解決のための助言やあっせんなどを行い、町民の皆様の安全・安心な消費生活の実現を図る取組を推進してまいります。

4、誰もが健康で暮らせるまちづくり

近年、少子高齢化の急速な進展等に伴う保健・福祉に関する要望や要請が多様化しており、その対応が課題となっております。このため、保健・福祉に関する相談やサービスを総合的・一体的に提供することができる保健・福祉の拠点の整備を促進してまいります。

また、拠点においては「地域共生社会」の考え方である地域の課題を「我が事」として受け止められる地域づくりを推進し、様々な課題や相談に対して「丸ごと」対応していけるよう、各関係機関と協働した包括的な支援体制とし、地域を共に創っていく社会の実現を目指してまいります。

さらに、令和3年度には第1次福祉のまちづくり計画を策定し、「誰もが夢と希望を持ち明るい笑顔で絆を深めるやさしさあふれる福祉のまちづくり」を基本理念とし、

町民の地域福祉に対する理解を促進するとともに、支え合いの心を育みながら地域活動に参画することで絆を深め、誰もが夢と希望を持てる優しさあふれる坂町ならではの福祉のまちづくりを目指していく中で、保健・福祉の総合相談窓口の設置を推進してまいります。

保健・医療につきましては、町の健康増進計画・食育推進計画である「第2次（後期）健康さか21」に基づき、保健センターを拠点として健康教育・健康相談・訪問指導を行ってまいります。

健康づくりに欠かせない適度な運動であるウォーキングにつきましては、運動教室の開催と併せ、65歳到達者へ万歩計配布も引き続き行ってまいります。

また、坂町歌に合わせ座ったままでもできる「ようよう坂町体操」を、幼児から高齢者まで気軽に楽しくできる体操としてさらなる普及に努めてまいります。

母子保健医療につきましては、安心して出産や子育てのできるまちを目指し、不妊検査及び不育治療を受けられる方への治療費助成を引き続き実施するとともに、令和4年度からの不妊治療の治療費助成につきましては、国、県の動向を注視し、検討してまいります。

また、子育て世代包括支援センターを中心として、地域に密着した母子保健推進員と連携し、家庭訪問の強化や育児相談、母親学級等を開催するなど、支援を一層充実させてまいります。

さらに、産婦健診に加え、令和3年度から開始いたしました産後ケア事業を引き続き実施し、さらなる母子保健環境の整備に努めてまいります。

今後も子育て支援センター等各関係機関と連携し、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援のさらなる充実に取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、「第9期高齢者保健福祉計画」及び「第8期介護保険事業計画」に基づき、「地域共生社会」の実現を見据えた「地域包括ケアシステム」の強化を行うとともに、国の認知症施策推進大綱を踏まえ、共生と予防を車の両輪とした認知症施策に取り組み、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、地域とともに、自分らしく健やかに暮らせることができるようなまちづくりを目指します。

また、介護予防と健康づくりの推進につきましては、高齢者が要支援・要介護状態になることを防ぐために、80歳、85歳を対象とした歯科健康診査を継続し、「元氣いきいき教室」や地域の集いの場で住民の皆様が自主的に活動されている「いきい

き百歳体操」を活用して、介護予防と保健事業を一体的に取り組み、高齢者の健康寿命の延伸に努めてまいります。

令和2年から世界的に新型コロナウイルスの感染が拡大する中、町民の皆様の安全・安心を守るため、国、県との連携を図り、引き続き、感染拡大防止に取り組むとともに、新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備を図り、住民の皆様への接種を進めてまいります。

障害者福祉につきましては、「第3次障害者計画」、「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」に基づき、障害者が安心して、生きがいを持って生活できる地域社会づくりの実現を目指して、生涯を通じた切れ目のない支援を行ってまいります。

また、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、住み慣れた地域の中で安心して経済的・社会的に自立した生活ができるよう、相談支援体制の充実や通い先の確保に努める中で、障害福祉サービス施設の整備に取り組めます。

さらに、子育てに悩む保護者が育児を学ぶ「ペアレント・トレーニング事業」をはじめ、子どもの疾病や障害の早期発見・早期支援につなぐ体制整備に努める中で、町内の保育施設において医療的ケア児を受け入れるなど、地域療育の体系整備を推進し、個別支援体制の充実を図ってまいります。

子ども・子育て支援につきましては、「第2期子ども・子育て支援計画」により、子育ては保護者が第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭教育の重要性を啓発し、あわせて学校、保育園、こども園並びに地域等が連携した地域ぐるみの子育て支援環境の整備に取り組むとともに、子育て世帯にとって身近な自然と直接触れながら遊べる環境を充実させ、魅力あるまちづくりを進めることで、次世代を担う若い人々の定住化を促進し、町の活性化を図ってまいります。

また、令和3年度より民生課内に「子ども家庭総合支援拠点」を設置しており、引き続き、全ての子どもとその家庭及び妊産婦等からの相談窓口として、福祉の専門職が様々な不安や困り事に関する支援を行ってまいります。

さらに、関係機関と連携しながら、支援が必要な家庭の早期発見から児童虐待の未然防止、再発防止に当たるまでの支援を行ってまいります。

子どもの健やかな成長を目的として設置した平成ヶ浜住宅及び坂町有住宅内の「子育て支援センター」では、乳幼児のいる親子の交流や、育児相談、育児に関する講座、

情報提供などを行ってまいります。

保育園及びこども園の運営につきましては、乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であることから、引き続き、運営法人と協力し、質の高い教育と保育の充実並びに安心・安全な施設整備に努め、今後も保護者に信頼される地域に根差した園づくりを行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、収入が減少する等、現在も生活に困窮する方を支援するため、生活困窮者自立支援制度による支援を実施し、社会福祉協議会とも連携しながら各種支援施策を充実させるとともに、複合的な課題を有する生活困窮者の支援にも努め、効果的な支援を行ってまいります。

男女共同参画社会につきましては、性別に関わりなく個性や能力を発揮できる社会の実現に向け、令和3年度に策定した「第2次坂町男女共同参画プラン」に基づき、意識啓発や地域における環境づくりを推進をしてまいります。

5、夢や希望を育み、絆をつくる人づくり

子どもから大人まで、町民一人一人が夢と希望と生きがいのある生活が実現できるような社会を形成するとともに、坂町の将来を担う子ども一人一人が社会の変化に的確に対応する知識や技能、人や自然への優しさ、創造力豊かな感性、たくましく生きるための意欲などを培えるように、「知・徳・体」の調和の取れた児童生徒の育成に努め、「生きる力」を育む教育を推進してまいります。

とりわけ「徳」については、社会の秩序維持に必要とされる礼儀、節度などの失われつつある日本の古きよき「礼節」を重要視し、基本的な規範意識、美しいものや自然に感動する心、家族愛や郷土愛、公共心や他者を思いやる心などの道徳心の高揚を図ってまいります。

また、新しい時代を切り拓いていく子どもたちが夢や目標を持って挑戦していく社会の実現を目指し、地域と協働しながら地域の価値ある資源の保存・活用に努めるとともに、絆をつくる取組を推進してまいります。

さらに、子どもたち一人一人が自ら志を立て、強い精神力を持って努力し、将来、「自立した社会人」として活躍できる児童生徒の育成に努めてまいります。

本町における人間の尊厳等に関する施策につきましては、法の理念に基づき、坂町人権擁護協議会及び坂町教育委員会並びに関係機関・団体等と連携を取りながら、行政施策の推進を図ってまいります。

情報化社会（ソサエティ5.0）に生きる子どもたちにとって、教育における情報通信技術（ICT）を基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められています。このため、本町では国が進める「GIGAスクール構想」の下、情報機器端末を活用した教材による教育を推進するとともに、継続的に財源を確保し、子どもたちを誰一人取り残すことのない個別最適化された学びを支援してまいります。

英語教育につきましては、世界共通の価値観や世界規模の課題に対応する子どもたちを育てるため、小中学校に外国語指導助手を配置し、各学校における英語教育の充実に努めてまいります。

また、小中学校間の円滑な接続を図り、語学力や他者と意思疎通を図る能力を育成してまいります。

「地域とともにある学校づくり」では、学校と地域が一体となって子どもたちを育て、地域との絆を強めるとともに、次代の担い手を育成するため、学校運営協議会による地域と共にある学校づくりを推進し、さらなる地域連携・協働体制の構築に努めてまいります。

学校施設の改修整備につきましては、安全で安心して学ぶことができる施設及び避難場所としての維持管理が重要であり、引き続き、長寿命化計画に基づき、適宜、学校施設の改修を実施してまいります。

防災教育では、自他の命を大切にし、主体的に行動できるとともに、共助の意識を育てるため、防災に関する意識や技能の定着を図り、家庭や地域と連携した防災活動の充実に努め、地域ぐるみの防災教育を推進してまいります。

坂町の子どもたちが「ふるさと坂町」に誇りを持ち、異なる文化や価値観を理解し、「日本の将来を担う人になる」という夢や希望の実現に向かって挑戦する児童生徒の育成を目指してまいります。

生涯学習においては、心の豊かさや生きがいのための学習意欲の増大、社会経済の変化への対応が求められる中、町民一人一人が生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会を目指します。

このため、町民センターや図書館等を活動拠点として位置づけ、地域における生涯学習に取り組む体制及び学習環境の整備を図ってまいります。

Sunstar Hallは町内外のスポーツ交流の場として、また、文化交流拠

点等として、引き続き、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

「放課後子どもプラン」等につきましては、子どもたちが生活体験、社会体験などの様々な体験活動に自主的に取り組めるよう、地域で子どもを育てる環境や、家庭・地域の教育力の向上を目指して、地域ボランティアの協力の下、さらなる充実に努めてまいります。

留守家庭児童会につきましては、坂・横浜・小屋浦全ての地区で待機児童もなく、全学年の受け入れを行っております。

図書館におきましては、蔵書を計画的に整備しており、今後も引き続き資料の充実に努めるとともに、町民の皆様が気軽に利用できる魅力ある図書館にまいります。

子供の読書活動につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、「坂町子ども読書活動推進計画」に基づき、読み聞かせや図書館まつりを再開するなど、家庭、地域、学校など社会全体で子供の読書活動を推進してまいります。

スポーツ・文化活動の振興は、町の発展だけではなく、人間性を豊かにし、健康で文化的な生活を営む上で極めて重要な役割を果たしています。スポーツ・文化活動を通じて町民相互の連携と親睦を図ることにより、助け合いや一体感を醸成し、活気ある地域づくりの意識の高揚に努めます。

また、子どもたちが、スポーツ・文化活動に興味を持ち、自立した社会人になっても活動を継続する意欲と実践力を持った人づくりに努めます。

スポーツ・文化活動の現状につきましては、坂町体育協会及びスポーツ少年団並びに坂町文化協会が中心となって活発に活動されており、相当な成果を上げていることについて、指導者及び関係者の皆様方に厚くお礼を申し上げます。引き続き、関係諸団体との連携を密にし、指導者の育成と確保に努め、スポーツ・文化活動を振興してまいります。

また、将来の文化発展に寄与することを目的に刊行いたしました坂町史4編の普及・活用に引き続き努めてまいります。

国際交流の推進につきましては、幅広く町民が参加できる国際理解講座などを通じ、他国の文化や習慣等について理解を深め、国際的な視野を持った人材の育成に努めてまいります。

中学生を対象とした海外研修青少年対象事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により2年間中止となっておりますが、令和4年度も新型コロナウイルス

スの感染状況を注視しながら再計画し、外国の文化や言語を学ぶとともに、ホームステイ体験、現地の人との交流を通じて、国際的な視野及び知識を身につけた幅広い活動ができる人材の育成を目指します。これまでの取組を生かし、「南加坂郷友会」との交流を継続していくとともに、日本人としてこれからの国際社会を生きていく上で大切な自らの国に誇りを持ち、郷土や国を愛する心を育んでまいります。

6、産業活性化・観光振興による活気あるまちづくり

坂町の豊かな自然、歴史的・文化的な地域資源、地理的条件などを活かしたまちづくりを進めるとともに、人々が気軽に自然に接し体験できるよう、観光レクリエーション施設の整備と利用を促進してまいります。

本町の農業を取り巻く環境は、高齢化により地域の担い手が減少傾向にあり、加えてイノシシによる農作物の被害など、厳しい状況にあります。

こうした状況の中、定年などを迎えられ、第二の人生として農業に興味のある方を含め、農作業に携わる方の農耕意欲が低下しないよう、引き続き、イノシシの被害対策を実施し、休耕地を利用した菊づくり講習会やレクリエーション農園、農産物品評会などの取組を行い、都市近郊農業の振興を図ってまいります。

また、町木である梅の推奨とともに、本町の特色を活かし、多くの人に愛される特産品の開発を進めてまいります。

また、本町のムラサキ麦を原材料とした「広島ＹＯＹＯビール」は製造再開に向けた検討を行っているところであり、早急に生産体制を確保し、引き続き、原材料の確保に努めるなど、地域資源を通じて元気な坂町を目指してまいります。

特産である広島カキの一翼を担うカキ養殖及び漁船漁業は、本町の唯一の地場産業として森山北漁業基地を拠点に操業が行われておりますが、老朽化した現在の浮き消波堤は２０年が経過し、漁業基地内の波浪に対する安全性が確保できないため、一文字防波堤の改修を県に進めていただいております。

今後も漁業の振興に係る諸施策を継続し、坂町漁業協同組合と連携を密にしながら、必要に応じて国や県に働きかけるなど、水産業の振興に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内の中小企業等を支援するとともに、町内中小小売業の活発な商業活動を展開していくため、引き続き、中小企業融資制度を継続し、経営基盤の強化を図ってまいります。今後も広島安芸商工会と連携し、商工業の振興に努めてまいります。

ベイサイドビーチ坂への物販施設につきましては、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、年間を通じたにぎわいの創出と交流人口、関係人口の増加を図るため、地元特産品の販売はもとより、海でのマリンスポーツ、ビーチスポーツや背後地でのトレッキングの拠点として、町内外へ情報発信する本町のシンボリックな施設として整備を進めております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした新しい生活様式への対応として、物販施設内にパソコン等を使用して会社以外で仕事をする（テレワーク）ができる場所も併せて整備を進めております。

さらに、海水浴シーズンにおける国道の渋滞緩和、利用者の安全対策を図る横断歩道橋や情報伝達施設などの整備について進めているところであり、引き続き、早期完成に向けて県などの関係機関へ働きかけてまいるとともに、ベイサイドビーチ坂のさらなる魅力向上に向けて、広島県から陸域部分に関しての管理委託を受け、観光・地域振興にも積極的に取り組んでまいります。

7、効率的な行財政運営を図るまちづくり

今日の地方公共団体におきましては、人口減少・高齢化の進行、行政需要の多様化など、社会情勢の変化に一層適切に対応することが求められており、厳しい財政状況下においても、質の高い行政サービスを効率的、効果的に提供する必要があります。

国は、近年、先端技術を活用して経済発展と社会的課題の解決を目指す取組を積極的に進めております。本町におきましても、デジタル変革を通じた新しい地域と社会の構築を目指し、情報通信技術を活用した地域課題の解決、行政手続きのオンライン化、行政システムの標準化・共通化、情報の漏えい防止対策の徹底等について重点的に取り組み、住民密着のデジタル化を進めてまいります。

また、デジタル社会の基盤となりますマイナンバーカードの取得促進につきましては、専用の窓口を毎週木曜日午後7時まで延長するとともに、土曜開庁日の受付を継続してまいります。

また、各地区に職員が出向いて開設をいたします「出張申請窓口」を積極的に展開し、マイナンバーカードの普及を通じて、町民の方々にとって利便性の高い社会生活を推進してまいります。

広報活動につきましては、平成28年度に地方創生の一環として町公式ホームページを更新するとともに、フェイスブックやInstagramでの情報発信を始めるなど、

町の魅力発信の強化に取り組み、全国に坂町を知っていただくことができました。

一方で、近年のスマートフォンの急速な普及に伴い、情報を入手する方法も多様化してきており、こうした変化への対応も含め、さらなる情報発信の強化を図るため、より魅力的なホームページへと更新するとともに、ラインなどのスマートフォンアプリを活用し、必要な情報を必要なときに皆様のお手元に迅速にお届けできる仕組みを構築していくなど、町の魅力発信の拡充・強化により一層取り組んでまいります。

また、町公式マスコットキャラクター「坂うめじろう」を町内外の各種イベントに出演させるとともに、キャラクターグッズを活用したPRに努め、本町を多くの人に知ってもらうための取組を行ってまいります。

今後も、広報誌をはじめ様々な情報媒体を活用し、町民の皆様に役立つ身近な最新情報の提供に取り組むとともに、内容をより充実させ、本町の魅力を余すことなく、県内外はもとより海外へも積極的に情報発信してまいります。

各公共施設の維持管理につきましては、令和3年度に策定をいたしました「町民ひろば長寿命化計画」及び「社会教育施設長寿命化計画」に基づき、施設の計画的な保全・管理に取り組んでまいります。

下水道事業特別会計では、令和3年度から事業の安定的な運営を目的とし、これまでの官公庁会計から地方公営企業法を適用した企業会計への移行を3か年計画で進めております。

今後、移行に向けて下水道施設の資産情報の整理を進め、資産内容を把握するとともに、移行後は公営企業としての健全性を確保するため、財政の基盤強化や適切な資産管理を図り、下水道施設の更新費用の増大や人口減少社会による経営状況の悪化を未然に防げるよう、より一層の効率化・健全化に努めてまいります。

令和4年度の施政方針の大綱を申し上げましたが、平成30年7月豪雨災害からの一日も早い生活再建、復旧・復興を必ずや成し遂げるために、高い次元の志を持って取り組むとともに、未来に向け希望を抱ける行財政運営を行いたいと考えております。

町政の基本理念は、町民一人一人が健康に恵まれ、安全で快適な生活環境の中で、活力と生きがいのある生活を営むことができる地域社会を形成することであると私は考えております。このような社会を実現するため、町民の皆様をはじめ、各方面からの御意見に耳を傾け、何を求めておられるかを的確に判断し、その実現のため、今後あらゆる創意と工夫の下に、地に足が着いた施策を着実に推進してまいり所存でございます。

います。

議会の皆様方をはじめ、町民の皆様の深い御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） 以上で、令和４年度町長施政方針を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 ２時０５分）

（再開 午後 ２時０６分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第１５「令和４年度教育行政方針」を議題にします。

令和４年度教育行政方針の表明を求めます。

太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） それでは、令和４年度教育行政方針について御説明申し上げます。

１、はじめに

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行で「予測困難な社会」が現実のものとなった今日、急激に変化する時代の中で、学校教育には一人一人の子供たちに、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるために必要な資質や能力を育成することが求められています。

国では、「GIGAスクール構想」の実現に向けて、ICTがこれからの学校教育を支える基盤的なツールであることを前提に、今後の学校教育の在り方について検討されてきています。

坂町では「GIGAスクール構想」に基づき、デジタル教材等を活用したICT教育を推進するとともに、子供たちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と子供たちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」を一体的に充実させる取組を推進してまいります。

さらには、人生１００年時代の到来、Society 5.0実現など、社会の変化や課題を踏まえた新しい時代を迎える中、生涯学習の重要性は一層高まっており、町

民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供など、生涯学習の理念を踏まえた総合的な政策を推進してまいります。

また、令和３年度におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの行事やイベントの中止が余儀なくされました。感染状況が落ち着いた間に開催できた文化祭や神楽公演などの行事やイベントはあるものの、新たな変異株が出現するなど、予断を許さない状況が続いております。

引き続き、本年度においても感染防止に強い危機意識を持ち、「ウィズコロナ」、「ポストコロナ」という新たな時代を見据えるとともに、国・県の動向を的確に把握した上で、行事やイベント等の目的や効果を再検証し、柔軟かつきめ細やかに施策を展開してまいります。

坂町教育委員会といたしましては、「町長施政方針」及び「坂町長期総合計画」等に基づき、また、「総合教育会議」の趣旨を踏まえ、町長部局と一体となって効果的な教育行政を推進してまいります。

２、学校教育

（１）「礼節」を基本とした教育の推進

一人一人の子供たちが、自らを律しつつ他者と協調し、思いやりや感動する心を育みながら、「礼節」をわきまえた行為へと深めていく教育を推進してまいります。

時と場所、場合に応じた適切な挨拶や言葉遣いのできる「礼儀」と、自分自身の立場をわきまえ、よく考えて行動し、生活することのできる「節度」を一体として捉え、全ての教育活動を通して取り組んでまいります。

（２）確かな学力の向上

これからの社会を主体的・創造的に生き抜いていくために、児童生徒一人一人に基礎的・基本的な内容の定着を図り、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成してまいります。

育成に当たっては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に努め、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善を進めるとともに、ＩＣＴ環境を最大限活用し、質の高い教育の実現を目指してまいります。

（３）体力・運動能力の向上

体力は人間の発達・成長を支え、創造的な活動をするために大切な役割を果たすことから、将来を担う児童生徒の体力を向上させることは、坂町の未来の発展のために

も重要であると考えております。

今後も、各学校の実態を踏まえ、「体力づくり改善計画」を作成し、体育・保健体育の授業をはじめ、学校教育活動全体を通して体力・運動能力のさらなる向上に努め、児童生徒が心身ともに健やかで安全に成長していくことができる取組を推進してまいります。

（４）防災教育の推進

平成３０年７月豪雨災害の経験や教訓を生かした防災教育を推進し、生涯にわたる防災対応能力の基礎を育成するとともに、復興に向けて心身ともにたくましく生き抜く力を育む防災教育を推進してまいります。

推進に当たっては、教育活動全体を通して自然災害についての理解を深め、災害時に的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができる力を育成してまいります。また、自他の生命を尊重する心を育て、学校・家庭・地域の安全活動に進んで参加・協力・貢献できるような資質や能力を養い、能動的に防災に対応することのできる人材を育成してまいります。

（５）特別支援教育の推進

児童生徒の自立と社会参加を一層推進していくために、児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、ユニバーサルデザインに配慮した教育環境を充実させるとともに、適切な指導や支援を行ってまいります。

このため、各学校で「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、効果的に活用するとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に校内体制を整え、関係機関等との連携を積極的に進め、研修の充実や指導内容、指導方法の改善を進めてまいります。

（６）ＩＣＴ教育の推進

社会全体のデジタル化が推進される中、学校においても学習指導要領に示された資質・能力の育成を着実に進めることが重要です。そのためには、新たに学校における基盤的なツールとなるＩＣＴ環境を最大限活用するとともに、新たな教材や学習活動等も積極的に取り入れつつ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に努め、情報モラル教育を含めたＩＣＴ教育を推進してまいります。

（７）グローバル人材の育成

グローバル化が進展する中、世界共通の価値観や世界規模の課題に対応する姿勢を

育み、持続可能な社会の創り手となるために必要な資質や能力を身につけることが求められております。

坂町で育ったことに誇りを持ち、胸を張って坂町を語り、国際社会で活躍できるよう、語学力やコミュニケーション能力を育むとともに、自らの考えや意見を伝え、主体性や創造性、責任感、チャレンジ精神を持って行動できる能力や態度を育成します。また、異なる文化や価値観を理解し、国際社会の平和や発展に貢献できる人材を育成してまいります。

（８）生徒指導体制の確立

児童生徒を取り巻く社会環境が大きく変化する今日、問題行動の未然防止や早期発見・早期解決と健全育成を一体的に捉え、児童生徒一人一人の規範意識を高め、自己を律し、社会的自立を促進する生徒指導体制の確立を図ります。

また、学校・家庭・地域・関係機関等が互いに連携し、それぞれの教育力を生かした開かれた生徒指導を推進するとともに、校内における教育相談体制の充実に努めてまいります。

とりわけ、いじめ問題については「どの子にも、どの学校にも起こり得る問題」として認識し、いじめの未然防止に努め、いじめが生じた際には、迅速な対応、悪化の防止、真の解決に結びつけるために、学校と教育委員会が一体となって適切な対応を行ってまいります。

（９）保育園・こども園・小・中学校連携・接続の推進

町内の保育園・認定こども園、小学校、中学校間が円滑に連携・接続しながら子供の発達や成長段階に合わせた教育の連続性、一貫性を確保し、子供に対して体系的な教育が組織的に行われることが重要です。

このため、保育園・認定こども園と小学校が連携しながら、互いの教育・保育を理解し、見通しを持って子供の育ちと学びを連続させていく連携体制の構築と教育内容の充実に努めてまいります。

また、小中学校では9年間の教育課程を系統的、継続的な一つのまとまりとして捉え、学校間の円滑な連携・接続を確保し、心身ともに健康で、子供たちの発達段階に応じた「生きる力」を育成してまいります。

（１０）「地域とともにある学校づくり」の推進

学校と地域が学校の目標を共有し、一体となって地域の子供たちを育てていくこと

は、子供の豊かな育ちを確保するとともに、地域の絆を強め、地域づくりの担い手を育てていくことにもつながります。

このため、町内各学校区において、地域住民や保護者等が学校運営に参画するコミュニティ・スクールをさらに充実させ、学校と地域が連携・協働しながら一体となって子供たちの成長を支える「地域とともにある学校づくり」を推進してまいります。

（１１）安全・安心な学校環境の整備

学校施設は、未来を担う子供たちが集い、生き生きと学び、生活をする場であるとともに、地域住民にとっては生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場であり、災害時等には避難所として役割を果たす重要な施設です。

引き続き、学校施設の老朽化対策として策定した「長寿命化計画」に基づき、効果的・効率的に長寿命化を図り、良好な状態の維持や安全性の確保に努めてまいります。

３、生涯学習

（１）生涯学習社会の推進

社会の急激な変化を背景に、価値観の多様化する中で長い人生を生き生きと生きるため、従来の学校中心の教育が見直され、あらゆる世代、全ての生活の場における生涯にわたっての学習が重要視されています。

そのため、町民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価されるための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現を目指した取組を推進してまいります。

（２）生涯学習環境の整備

学習活動のさらなる充実を図るため、学習意欲を持つ誰もが、それぞれのライフスタイルに合わせて、いつでも、どこでも、気軽に学べる環境づくりを支援します。

地域の小中学校、町民センターや図書館などの公共施設が身近な学習拠点として、また、交流の場として活用されるように、多様化・高度化する町民の学習の内容や学習方法に対応した施設整備や施設の連携、設備等の充実を図るとともに、活用の利便性に努めてまいります。

また、S u n s t a r H a l l においては、町民に親しまれ、スポーツ・文化活動の交流拠点として活用されるよう関係機関等とも協力し、利用促進に努めるとともに、防災の拠点として施設の適切な点検及び維持管理に努めてまいります。

（３）生涯学習推進体制の確立

社会の変化や町民の学習ニーズに応じた学習機会の提供や学習活動をより豊かで魅力あるものとするため、中心的役割を担う指導者及びコーディネーターの確保と育成に努め、生涯学習を推進する体制の確立に努めてまいります。

また、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、講座参加者の安全・安心を確保し、継続して活動ができるよう、自主グループの育成や生涯学習に係る機関・団体間の連携・協力体制の構築を図ってまいります。

（４）図書館運営の充実

図書館は地域の情報の拠点としての役割を果たすため、蔵書・資料などの計画的な収集・整備に努め、誰もが知識や情報を得ることができる環境を整えてまいります。

また、公民館等、関連施設と連携し、町内全域で質の高い図書館サービスが提供できるよう資質の向上を図るとともに、図書館機能を活用した生涯学習機会の提供と充実に努めてまいります。

子供の読書活動については、感染状況を注視しながら、「坂町子ども読書活動推進計画」に基づき、読み聞かせや図書館まつりを再開するなど、家庭・地域・学校など社会全体で子供の読書活動を推進してまいります。

（５）生涯スポーツ社会の振興

町民の誰もが生涯を通じていつでも身近にスポーツに親しむことができる環境を整備し、幸福で豊かな生活を営むことができる生涯スポーツ社会の実現を目指してまいります。

推進に当たっては、坂町体育協会や関係機関等と連携・協力し、「坂町悠々健康ウォーキング大会」をはじめとする各種スポーツ大会や主催事業を開催し、町民のスポーツ活動を通じた体力増進・健康維持の機会の充実を図ってまいります。開催につきましては、感染状況を踏まえて慎重に検討してまいります。

（６）青少年の健全育成

青少年の健全な育成は、青少年が豊かな人間性を育み、心身ともに健やかに成長するとともに、社会との関わりを自覚しながら、次代の社会の担い手として自立することを目指しております。

このため、青少年育成坂町民会議や学校等と連携し、「あいさつ運動」や「道徳作文」、「青少年の主張」などへの参加を促進し、あらゆる機会を捉えて他人を思いやる心や善悪の判断などの基本的倫理観を養い、社会的なマナーを身につけるなどの健

全な育成に努めてまいります。

（７）「放課後子どもプラン」の推進

子供たちが放課後や週末の自由な時間を安全で安心して活動できる拠点として、「放課後子ども教室」や「子どもチャレンジ講座」の充実に努め、地域全体で子供を守り育てる意識の啓発を図り、子供たちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の涵養を目指してまいります。

現在、「留守家庭児童会」は坂・横浜・小屋浦の全ての地区で待機児童もなく、全学年の受け入れを行っています。今後も「放課後子ども教室」と連携しながら放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、子供たちの健全育成と子育て支援の充実に努めるとともに、早い時間帯の受け入れ態勢についても引き続き検討してまいります。

（８）芸術・文化活動の振興

芸術・文化活動は人々に感動や生きる喜びをもたらし、暮らしに潤いと活力を満たす大きな力となることから、芸術・文化を大切にする社会の実現を目指してまいります。

町民センターをはじめ、公共施設における自主グループや芸術・文化団体の育成と支援を継続するとともに、「坂町歌」、「坂町音頭」の普及と振興に努め、地域に根差した芸術・文化活動を推進してまいります。

また、文化協会・関係機関及び団体等と連携し、芸術・文化活動の活性化が図られるよう、情報の提供や発表の場、参加する機会の拡充に努めてまいります。

令和３年度の「みんなでつくる作品展」では多くの出展をいただくとともに、開催時の感染状況が落ち着いていたことから、感染予防対策を徹底した上でイベントを開催することができました。令和４年度につきましても、開催時期の感染状況を注視しながら、活動内容や発表・鑑賞方法等について検証し、柔軟かつきめ細やかに進めてまいります。

（９）町史の普及・活用の促進

歴史資料の普及啓発及び郷土愛を育むことを目的に刊行された町史と編さん事業に伴い収集した資料を活用し、青少年から高齢者まで幅広い年齢層を対象に各種事業を展開してまいります。

町民の歴史や文化に対する関心・意欲を高めるとともに、先人が築いた歴史や文化を次世代に継承するため、坂町史の普及・啓発活動に努めてまいります。

また、町内の史跡に案内板を設置し、多くの方が坂町の歴史や文化を知り、触れることで、より一層の郷土理解、郷土愛の醸成に努めてまいります。

（１０）国際交流の推進

国際化が進展する中、青少年自らが国際社会の一員であることを自覚し、異なる文化や歴史に立脚する人々と共生していくことが求められているため、国内外における異文化体験や共同生活体験などの機会を提供し、次代を担うグローバル人材を育成してまいります。

また、コロナ禍のため２年間中止している「第７回坂町海外研修青少年対象事業」を新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら再計画し、過去６回実施した本事業の成果と課題を踏まえ、移民の歴史、ホームステイ体験、現地学校訪問、郷土出身者の会「南加坂郷友会」との交流、現地研修等の内容を検討し、事業の充実に努めてまいります。

４、おわりに

新型コロナウイルス感染症の影響は様々な分野に及んでおり、今後も感染拡大防止と教育施策の両立に取り組むとともに、新しい生活様式が推奨される中、各施策を「ウィズコロナ」、「ポストコロナ」の視点で再構築していくことが優先課題であると考えております。

坂町教育委員会といたしましては、「夢や希望を育み、絆をつくる人づくり」を基本目標とし、子供たち一人一人の能力や個性を伸ばし、新たな時代を豊かに生き抜く力を育成する質の高い教育を推進するとともに、学校・家庭・地域が一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校づくり」の充実に努めてまいります。

また、町民の皆様が生涯を通じて健やかに充実した生活を送ることができるよう、文化に親しみ、スポーツを楽しむための環境づくりに努め、「社会が人を育み、人が社会をつくる」好循環と生涯学習社会の実現を目指した効果的な取組を進めてまいります。

厳しい財政状況の中、町当局の教育行政に対する温かい御支援に心から感謝申し上げますとともに、その期待に応えるため、より一層努力し、坂町教育の向上及び発展のために邁進してまいります。

今後とも、議会の皆様並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願いいたしまして、「教育行政方針」といたします。

ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） 以上で、令和４年度教育行政方針を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、本日の会議はこれまでとし、延会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

本日は、これをもって延会といたします。

再開は、明日、３月３日午前１０時といたします。

お疲れさまでした。

（延会 午後２時２９分）